

令和3年1回定例会会議録（第6号）

令和3年3月18日

○出席議員（24名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
24番	河野数則君	25番	首藤正君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	末田信也君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	公営事業部長	上田亨君
生活環境部長	安藤紀文君	福祉共生部長 兼福祉事務所長	中西康太君
いきいき健幸部長	猪股正彦君	建設部長	松屋益治郎君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	須崎良一君
教育部長	稲尾隆君	上下水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君
上下水道局次長	山内佳久君	財政課長	安部政信君
総務課長	牧宏爾君	職員課長	新貝仁君

総合政策課長	行部 さと子 君	情報推進課長	浜崎 真二 君
温泉課参事	中村 賢一郎 君	産業政策課長	奥 茂夫 君
産業政策課参事	姫野 淳子 君	農林水産課長	河野 伸久 君
福祉政策課長	田辺 裕 君	障害福祉課長	大野 積善 君
健康づくり推進課長	樋田 英彦 君	健康づくり推進課参事	大野 高之 君
都市整備課長	安部 英樹 君	秘書広報課長	竹元 徹 君
上下水道局営業課長	大谷 嘉彦 君		

○議会事務局出席者

局 長	花田 伸一	議事総務課長	佐保 博士
補佐兼議事係長	藤内 洋一	補佐兼総務係長	内田 千乃
主 査	浜崎 憲幸	主 査	市原 祐一
主 査	松尾 麻里	主 任	佐藤 雅俊
主 事	大城 祐美	速 記 者	桐生 能成

○議事日程表（第6号）

令和3年3月18日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

- 議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。
日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。
通告の順序により、発言を許可いたします
- 8番（森 大輔君） 質問する前はいつも緊張します。昨日は、緊張して眠れないかなと思いましたが、よく眠れました。今朝も栄養ドリンクを飲んで準備はできましたので、早速質問をさせていただきたいと思います。
まず、別府市上下水道局の元職員による贈収賄事件に伴う再発防止策について聞いていきます。
昨年の11月16日に収賄容疑で別府市の元職員が逮捕されましたが、元職員が贈収賄事件に関わったのは、確認できる範囲で平成元年以降初めてです。贈収賄容疑の業者については、3月18日 今日ですが 判決が出るようですが、元別府市職員の収賄容疑については3月8日に判決が出ています。どうなりましたか。
- 上下水道局次長兼総務課長（藤吉賢次君） お答えいたします。
上下水道局元職員は、収賄罪で逮捕・起訴されておりましたが、本年2月1日に大分地方裁判所で初公判、3月8日に懲役1年6か月、執行猶予3年、追徴金100万円の判決が言い渡されております。
- 8番（森 大輔君） 別府市の元職員に対して有罪判決が出たことは、別府市にとって大変遺憾なことだと思います。これから悪い意味で、別府市の動向が注目されることは言うまでもありません。
この元職員は、朝見浄水場の次亜注入設備の更新工事に伴う入札に関して、例の業者が有利に入札できるように便宜を図り、その見返りに現金100万円、タクシー代などの現金及び飲食などの接待を別府市や福岡市で複数回受けていたと言われていたと言われていますが、有罪判決を受けて、一職員によって入札がゆがめられたのではないかと、行政がゆがめられたのではないかと、市民の方が疑問や疑念を抱いていますが、どうですか。
- 上下水道局次長兼総務課長（藤吉賢次君） お答えいたします。
今般の事件の原因となりました朝見浄水場次亜注入設備更新工事のうち、機械設備工事に係ります入札につきましては、要件設定型一般競争入札でございますが、その入札行為は適正に行われたものと認識しております。
- 8番（森 大輔君） そうは言われますが、問題職員は、更新工事発注の1年前に、機械器具のメーカー指名の指示を行い、別のメーカーでは製造が困難であるように誘導し、工事入札において例の会社が有利に入札できるように便宜を図った、このことは明らかです。それでも行政はゆがめられていないというのは、おかしくないですか。
- 上下水道局次長兼総務課長（藤吉賢次君） お答えいたします。
今般の事件の原因となりました工事につきましては、予定価格の積算及び入札事務を含みます工事契約関連事務も適正に行われているということで、御了解賜りたいと考えております。
- 8番（森 大輔君） 事務関連は規制に従い行われたかもしれませんが、便宜、取り計らいがなければ、この業者が有利に別府市と1億7,900万円の契約ができなかった可能性を考えると、今の答弁には納得できません。
では、今回の事件で別府市が受けた損害は何だと考えますか。
- 上下水道局次長兼総務課長（藤吉賢次君） お答えいたします。
今回の事件によりまして最も大きなものとしたしまして、本市上下水道事業に対する市民の皆様の信頼を大きく損なってしまったことと考えております。

○8番（森 大輔君）では、公務に対する社会の信頼を失墜させたこの損害をどのように償っていくのか、これから聞いていきたいと思ひます。

この事件について、さらに疑問と疑念を抱かせているのが、朝見浄水場の運転管理業務の委託料問題です。例の業者に前回よりも7,800万円多く委託料を支払って、この業者に運転管理業務を引き続きさせていることに疑問を感じる声は、日に日に高まっていると感じています。今回の贈収賄事件と水道、朝見浄水場の委託契約は違ふと説明を受けてきましたが、社会の信頼を失った業者が、市民生活の根幹を担う公共事業を契約上令和6年まで行うことに対して、市民感情として納得できないのは私だけではないと思ひます。この件については、納税者あるいは市民の理解と賛同は得られないことは分かっていると思ひますが、12月市議会のときに、「この問題について市民感情に寄り添う解決策を考えたらどうですか」と質問したところ、上下水道管理者から、「今後の裁判の結果を見て、新たな考え方を考える場合もあります」と言われました。

改めて有罪判決を受けて、今後の朝見浄水場運転管理業務と委託料に関わる問題業者の取扱いについて、市民感情に寄り添う新たな考え方は思ひつきましたか。

○上下水道企業管理者（岩田 弘君）お答えをいたします。

今回の事件による道義的責任は残り、市民感情として運転管理の継続について十分な理解を得ることは困難なことと思ひますが、市民の皆様へ365日絶え間なく水道水を送り続けるのが、上下水道局の使命でございます。まさに市民のライフラインに直結する契約であるため、上下水道局としては民間企業等の通常契約と同じ基準で解除の判断をすることはしてはならないと考えております。

また、先般の観光建設水道委員会所管事務調査でも御指導いただいたように、業者の指導管理をきちんとしながら、市民へ納得のいく説明に努めてまいりたいと思ひます。本委託の受託者である東伸エンジニアリングは、引き続き日常業務を今まで以上に緊張感を持って行ってもらうことはもとより、コンプライアンスの遵守を初めとしたより一層の指導管理を行っていききたいと考えております。

○8番（森 大輔君）法を犯した業者に今さら法令遵守、コンプライアンスを指導しても、もう遅いのではないですか。それでも考え方を変えないなら、もういいです。

次に、問題職員の退職金返納の対応について聞きます。これまで別府市で退職金返納を命令したことはありますか。

○上下水道局次長兼総務課長（藤吉賢次君）お答えをいたします。

このような事案と同じように退職後に不正が発覚し、退職手当の返納命令に至ったケースは、過去に遡って調査いたしました。本市におきましては確認されませんでした。

○8番（森 大輔君）県内では1件、中津市において退職金返納を命令する事例があったそうですが、別府市においてははないということですか。

先般の所管事務調査において、退職金の返納について当事者の生活の状況を考慮して退職金の一部または全額を返納する、その検討をすると資料にありました。これはどういう意味ですか。先方が生活が苦しいと言えおとがめないのですか。

○上下水道局次長兼総務課長（藤吉賢次君）お答えいたします。

別府市職員の退職手当に関する条例の中に、退職者の生計の状況を勘案して退職手当の返納を命ずる処分を行うことができる旨の規定がございますが、これは退職手当の生活保障としての性格に鑑み、例えば退職者または生計を共にする者が、現在及び将来においてどのような支出を要するか、またどのような財産を有しているか、また現在及び将来どのような収入があるかなどについての申立てを受け、返納すべき額の全額を返納することが困難であると認められる場合には、返納額を減免できるという一つの考え方でございますが、この判断につきましても、慎重かつ適切に事務処理を行いたいと考えております。

- 8番(森 大輔君) この問題については、迅速にちゅうちょなく徹底して対応に当たっていただきたいと思います。逆にそうしなければ、身内や公務員に甘い別府市行政、そう言われかねません。2,000万を超える退職金の原資は、言うまでもなく納税者の血税であること、このことは改めて申し上げておきます。

返納命令について、いつまでに判断しますか。

- 上下水道局次長兼総務課長(藤吉賢次君) お答えいたします。

退職手当の返納につきましては、できる限り早急に手続したいと考えておりますが、市内部で協議を行い、慎重かつ適切に事務手続を進めまして、別府市退職手当審査会へ諮問し、その判断を仰ぎたいと考えております。

- 8番(森 大輔君) 返納命令については、いつまでにしないといけないという期限がないそうです。そうですが、そもそもルールとして期限を決めなくていいのですか。これは質問通告しておりませんので、答えられなければ答えなくていいですが、答えられるなら教えてください。

- 上下水道局次長兼総務課長(藤吉賢次君) 繰り返しの答弁になりますが、できる限り早急に手続したいと考えております。

- 8番(森 大輔君) 間違っても判断を先延ばしにしないように、市民に、議会に早急に説明と報告をしていただきたいと思います。

最近、国家公務員の高額接待問題が、ちまたの話題に上がっています。総務省の役人はやっぱり違うなと思うのが、1食7万円の高額接待を受けていたそうですが、私にとっては3か月分の食費です。ただ別府市の問題職員についても、市内で、また福岡で接待飲食を受けた事実もあったと聞いています。一体福岡でどんな接待を受けていたのでしょうか。

これまでも別府市の職員が関わってきた不祥事が相次いできました。盗撮、万引、飲酒運転、放火、公金横領、そして今回の贈収賄事件です。社会の信頼を損ねる不祥事が後を絶ちませんが、今回の事件を受けて利害関係者との関わり方について、公務員倫理の見直しはしなくていいのですか。

- 職員課長(新貝 仁君) お答えいたします。

公正な執務の執行を図りまして、公務に対する市民の信頼を確保するため、別府市職員倫理規程というものをそもそも定めております。特に利害関係者との関係につきましても、接待を受けることのほか、様々な利益や便宜の供与を受けることなどを禁じておりまして、利害関係者との飲食も当然原則禁じているものとなっておりますのでございます。

しかしながら、このような規程があるにもかかわらず、今回の贈収賄事件が起きてしまいました。今後、二度とこのような事件を起こさぬよう、倫理規程の見直しについても必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

- 8番(森 大輔君) 市長、そしてまた副市長、ここに実は2つの答弁書があるのです。

1つは、倫理規程の見直し・強化は考えていません。もう1つは、今言われた答弁。1つの質問に対してどうして答弁が2種類あるのですか。それも180度違う内容です。私が聞きたいことは、皆さんの本心はどこにあるのですか。要するに倫理規程の見直しをするつもりはないけれども、取りあえず議会対応として見直しを検討しますと言えば済むと思って「検討します」と言われているのですか。

- 副市長(阿南寿和君) お答えをいたします。

答弁の検討の中で、私も倫理規程、全国各地はどういった状況か。県のほうの、私も経験がございまして、どういう規程になっているかということで改めて見直した部分がございます。細かい点でやはり届出に至ってどういう形ですのかとか、様式を定めるとか、その点についてはしっかりと見直す必要があるということで、改めてその辺については検討したほうがいだろうということで、先ほど課長が答弁させていただいたように

至ったわけでございます。

○8番(森 大輔君) では、見直すつもりがあるのですね。

○副市長(阿南寿和君) 答えいたします。

繰り返しになりますが、細部にわたってやはり不備があると、実効性がどうかという点があれば、もちろんその利害関係者との飲食というのは、原則的にも禁止をされております。ただ例外的にいろいろな場面でやっぱり意見交換する必要があるだろうというところは、限定的に手続を経ながら、上司に報告をしながらという点でしっかり見直していきたいというふうに考えております。

○8番(森 大輔君) では、どういう点について見直していくべきか。要らないお世話かもしれませんが、確認していきたいと思います。国家公務員の倫理規程には、利害関係者から金銭・物品の贈与や接待を受けたりすることなど禁止、また共にゴルフや旅行、マージャンなどの遊技をすることも禁止です。ここまでは当たり前です。

では、職務遂行上、割り勘や会費等で利害関係者と飲食をする場合どうなのか。その場合、事前の届出が必要と定めています。別府市の公務員倫理規程に、利害関係者と飲食する際の届出制度、それに伴う罰則規定はありますか。

○職員課長(新貝 仁君) 答えいたします。

別府市の場合でございますが、職員倫理規程で、第10条の例外規定の一つとして、費用に応じた金額を支払い、かつ公務に対する信用を損なわない範囲で会食は禁じておりません。その場合でも、利害関係者と会食を行う場合には、負担金額の設定によらず、あらかじめ所属長を通じてサービス管理者(これは所属の部長になりますけれども)にその旨を届け出ることになっております。

また、この届出について、倫理規程の中にある罰則の定めはございません。

○8番(森 大輔君) 届出については、サービス管理者に届け出ることになっているようですが、では、これまでの届出実績はどうなっていますか。

○職員課長(新貝 仁君) 答えいたします。

御質問の届出について、書面で届け出るといような管理はしておりませんで、実績として記録に残して管理はしていない状況でございます。

○8番(森 大輔君) 届出の決まりがあるのに、届出実績を管理していないのはなぜですか。なぜ最も注意すべき職員と、利害関係者との関わり方の状況を把握していないのですか。

○職員課長(新貝 仁君) 答えします。

業務上必要な意見交換等の会食を行う際には、当然、サービス管理者のほうに話もしながら実施されているものというふうに考えておまして、これまで書面での届出ということも定めていないということで、記録に残して管理をしている状況ではないということでございます。

○8番(森 大輔君) 要は、職員の倫理規程の遵守を徹底してこなかった。今までなあなあでやってきたから届出していなかったというのが事実なのではないですか。二度とこのような事件を起こさないように、不正ができない業務体制づくりに取り組むと言いながら、一方でずさんな倫理管理体制、これに矛盾を感じておりますが、公務員倫理の指導・監督・監視は誰が行っているのですか。

○総務部長(末田信也君) 答えをいたします。

倫理規程の関係についての各部局の指導・監督については、人事担当部署が中心となって行っているところでございます。

○8番(森 大輔君) よく分かりませんが、聞き取りの中では、それぞれのサービス管理者と総括責任者が、この倫理規程の指導・監視・監督を行うと聞いていますが、間違いありませんか。

○総務部長（末田信也君） 服務管理者といいますと、別府市でおきますと部長級になりますので、そのような事案がありましたら、担当部長のほうに報告して許可を得て実施というふうな形を取っております。

○8番（森 大輔君） 総括責任者というのは誰ですか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

総括責任者というと、立場上総務部が所管しておりますので、私のほうになりますが……。

先ほど来お答えさせていただいておりますが、原則的にその利害関係者とは会食はもう禁止になっております。ただ業界の関係者と年に1度いろんな関係で意見交換をするような場面も当然出てきますので、それについては口頭で各部長においてそういう届出を受けて、そして了承を得ながら実行しているということで、ただ、それを記録としてとどめていないということでございまして、現場ではそういう形でしっかり担保できるような形にしておりますが、やはりよその市の倫理規程、県の倫理規程を見ますと、届出の様式というのをちゃんと定めて書面でやはり残しておくべきだろうという、そういった細部につきましては、今後しっかりまた検討してまいりたいというふうに考えております。

○8番（森 大輔君） それは、先ほど私も申し上げました。原則として利害関係者との飲食については禁止ですよ、これは当たり前です。しかしながら、職務遂行上利害関係者と飲食をしながら意見交換や情報交換をすることは、現実問題としてあり得るので、そのこと自体はどこにも禁止されていないのです。しかしながら、その場合は事前に届出を出してくださいね。その監視・監督・指導につきましては、各服務管理者、そして総括責任者によって監視されているということだと思っております。その届出の制度がルールとしてありながら管理はしていない、把握はしていない、書面化で把握していない。このことについて疑問を感じます。つまり先ほど言われたように、服務管理者と総括責任者、それぞれの部長と副市長によってこの制度が監視・監督されなければいけない制度ですが、間違ってもここにいらっしゃるそれぞれの部長、課長、この制度のことを知らなかったということはないはずですか。では、なぜ飲食の事前届出について書面化等を含めて対応を怠ってきたのですか。なぜ対応を徹底してこないのですか。

○総務部長（末田信也君） 繰り返しの答弁になりますけれども、原則的に利害関係者との会食等につきましては、一部の情報交換等、上司の許可を得て行う場合を除きまして禁止をされております。そういった事例についても原則禁止ということでもありますので、過去においてもそのような状態というのが、現実的にはほとんど存在しているケースというのは少ないものでありましたので、特に書面による届出というのは、これまではしておりませんでした。

ただ、今回の御質問等、御提言等もありまして、その辺の届出制度の見直しについては、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○8番（森 大輔君） 今から質問しようと思ったことを先に答弁させていただいて感謝申し上げますが、もう一回改めて質問通告どおりに質問させていただきますと、これからしないといけない再発防止策はたくさんあるとお見受けします。利害関係者との関わり方、飲食に関しては、特に届出制度の徹底、倫理規程の見直し、考えていきますか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

先ほど来お答えさせていただいておりますが、倫理規程の細部にわたるやはり不備な点というのはしっかり見直していきたいと思っておりますし、やはり職員の倫理観といいますか、その部分については、しっかりと私も事あるたびに注意を喚起してまいったところございまして、長野市政になりまして初めてこういう事態が生じたということで、先ほど来いろんな時点のことを議員のほうから御指摘いただきましたが、幸いにもこの6年間という

のは大きな事件がなかったわけですが、今回こういった事件が発生したということは、本当に我々も残念に思っておりますし、常に飲酒運転厳禁ということで飲酒運転は幸いに摘発された事例も生じておりませんが、こういったことを地道に積み重ねながら、もちろん規程の整備も必要でございますが、常に注意喚起をしてこういったことが生じないように努めてまいりたいというふうに考えております。

- 8番（森 大輔君） 市長、今回私がなぜここまで嫌事を言うか。それには理由があるのです。それは、最初にやる気のない答弁書を見たからなのです。質問する側の私が、本来答弁の内容を心配しなくていいのですが、本当にこれで大丈夫ですか、思わず危惧をしてしまいました。内容については、ここであえて申し上げませんが、信じられない答弁の内容でした。これまで別府市政において、このような事件がなかったことは幸いだということですが、ほかにこういった事例がないことを願っています。

公務員倫理規程は、市民の信頼を確保するために定めていますが、今のままで別府市職員に対して市民の信頼を確保できますか。市民の疑惑や疑念を招きかねない管理体制、身内に甘い指導體制になっていませんか。一部の職員のせいで真面目に務めている公務員の方が、逆に報われない状況になっていませんか。市民の方から、別府市は身内や公務員に甘い行政と言われていますが、公務員と利害関係者との関わり方、法令遵守の管理徹底に取り組まないという選択肢はないと改めて指摘しておきます。このことを申し上げて、この質問を終わります。

次の質問に行きます。富士見通南立石線道路についてです。

この道路は、都市計画に従い1994年に道路拡張工事が着工し、当時は2005年完成のはずでした。しかしながら、それから5回も完成が延期をされ、いまだに完成が先延ばしにされている状況について、地域住民の多くが失望と不信を抱いていることは、これまで指摘してきました。道路建設事業は、地域活性化のため、住みやすいまちをつくるため、まちの発展のために必要不可欠な事業であるだけに、この道路が早期に完成することを心待ちにしています。30年近く待たされますと、しかしながら、多くの方がこの道路の完成を諦めています。最近の工事の様子を見て期待したいところですが、完成にはまだほど遠いと、完成を疑う声も少なくありません。

なので、今日は5度目の正直、再延期された完成予定期限、来年3月までに本当に完成できるのか、改めて事業の進捗状況を確認していきたいと思います。

市内には4つの都市計画道路があります。山田関の江線、浜脇秋葉線、南立石亀川線、俗に言う鉄輪線です。そして富士見通南立石線、どれも何十年も前に計画された道路ばかりですが、近年になってやっと工事着工を始めた路線もあります。どことは言いませんが、もう絶対にできないだろうとうわさされる道路もありますが、完成が見通せない都市計画をなかなか見直すことをしない行政に疑問を持つのは、私だけではないと思います。完成予定はありながら、予定は未定の都市計画道路、だからといっていつまでも完成が先延ばしになることを黙って許すことはできません。ただしながら、コロナの影響による事業の遅延については心配されていますが、大丈夫ですか。

- 都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

施工業者として手指消毒及びマスク着用など、感染症対策を図りながら工事を行っているところでありますので、新型コロナウイルスの影響により事業期間が延伸することはないとのことです。

- 8番（森 大輔君） コロナの影響で工事が遅れることもあり得ると心配して聞いたのですが、本当に大丈夫ですか。

課長が、コロナによる事業の期間が延伸することはないと言われるのであれば、あえて信じたいと思います。

現場作業員の皆様は、寒い中、暑い中、感染予防対策を行いながら苦勞されている姿には、心から敬意を表します。

では、工事の進捗状況はどうなっていますか。

○都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

令和2年度当初の進捗率は、全体事業費ベースになりますが、95.6%になると伺っております。

○8番（森 大輔君） 95.6%と言われましたが、2019年の議会で同じ質問をした際の当時進捗率は96.4%と言われました。あれから2年たち、1%減っています。なぜ1%減っているのですか。工事は後退しているのですか。

○都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

令和元年時点からの進捗率が下がった理由としましては、全体事業費が増加したことによるものでございます。ただし、今回国の第3次補正予算により、残事業費の確保ができたことと伺っております。

○8番（森 大輔君） これまで工事が遅れてきた主な理由として、予算不足を指摘してきました。道路完成予定まであと1年、6度目の延期がなければ、今年がラスト1年の年になります。事業を完成させる予算は、十分に確保できましたか。

○都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、国の補正予算により今回約5億4,000万円の交付金が配分されたことと伺っております。

○8番（森 大輔君） 打合わせ資料に、「残事業費を確保した」とあります。それがこの5億4,000万円の交付金のことですか。

○都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、今回の国の第3次補正予算の交付額決定により残事業費は確保できたと伺っております。

○8番（森 大輔君） 残事業費、つまり完成予算を確保したとこちらで考えさせていただきますが、現在、この富士見通南立石線道路は、右に曲がったり左に曲がったり、急カーブしたり、すばらしい道路線形になっていますが、このゴーカートみたいな道は、一体いつまで我慢しないといけないのですか。

○都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

工事の進捗状況にもよりますが、令和3年度末までに切り替えることができる予定であると伺っております。

○8番（森 大輔君） この急カーブ連続の道路が、あと1年続くと平気で言われましたが、今後大きな事故が起これないことを願っています。私は専門家ではないので、今の道路線形しか手段がないのか、ベストなのか分かりませんが、事故が起きないよう地域の方から要望があれば、万全の配慮をしていただきたいと思います。

もう1点は、消防第13分団の格納庫があるところから生目温泉があるところまでの間、枝木など道に張り出して、車の通行に支障を来しています。場所によってはトンネルのように道路に枝木が覆いかぶさっているところもありますが、どうにかできませんか。

○都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

原則は、土地所有者に対応していただくこととなりますが、道路管理者である大分県が定期的に行う道路パトロールにおいて、車道上にはみ出して車の通行に支障となるような枝葉を確認したときには、緊急的に伐採していると伺っております。

○8番（森 大輔君） 近いうちにこの道は市道に移管されると思います。ぜひその前にしかるべき対応を県にきちっとしてもらってから市道にしてもらってください。今の状態で市道に移管されたらトラブルが起きると指摘しておきます。

次に、バリアフリー対応について聞きます。

市内には、歩行者として道を歩きたくても歩くスペースがない道路、歩道がない道路、道幅が狭く危険な道路、段差がある道路、穴が開いている道路など、多くの方が不満を持っています。具体的に言えば切りがありませんが、新しくできる道路はバリアフリー対応していますか。

○都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

今回、歩道の整備につきましては、具体的に幅員3メートルの自転車・歩行者道としておりまして、段差解消、点字ブロックの設置などのバリアフリー構造による整備を計画していると伺っております。

○8番（森 大輔君） 別府市において先に、先駆けて「ともに生きる条例」を制定しました。これからはぜひ県道・市道分け隔てなく、誰もが住みやすいまちをつくっていただきたいと思いますが、考えはございますか。

○都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

道路整備に当たっては、市の事業はもちろんのこと、県事業におきましても、誰もが安全・安心に通行できるように道路環境整備に努めなければならないものと考えております。

○8番（森 大輔君） こう申し上げるのは、1つの事例があったからです。横断歩道に視覚障がい者が安心して横断するための音響式信号機があります。これが、音が鳴らない状態だったので修理を要望したら、費用がかかるのですぐにできませんと言われて、そのままでした。きっと事故が起こればすぐに修繕したであろうけれども、逆に事故が起こればずっとしないのだろうと、当事者は諦めていました。そこが県道であれ、市道であれ、共生社会を掲げる別府市においては、必要な際は毅然としかるべきところに要望していただきたいをお願いをしておきます。

最後に、富士見通南立石線について、これまでの再三の延期により、来年3月の完成予定について、実際のところ完成は難しい、諦めの声を聞きますが、大丈夫ですか。

○都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、事業費については、今回の国の第3次補正で十分確保できたと伺っておりますので、令和3年度の開通に向け事業を推進していただけるものと考えております。

○8番（森 大輔君） 来年3月の完成を楽しみにしています。これで、この質問を終わります。ありがとうございました。

次に、地域経済の状況と産業の支援と活性化策について聞いていきます。

先般、新型コロナウイルス感染症拡大による県内企業の影響ということで、新型コロナ関係の倒産は10件、休業・廃業・解散は469件、これは前年比で94件の増加と発表がありました。市内の企業への影響はどのように把握していますか。

○産業政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

民間リサーチ会社のデータによりますと、2020年の大分県企業倒産件数は52件で、前年と比べ9件の増加、そのうち別府市におきましては、9件の倒産で、前年と比べ2件の増加となっております。また、別府市の倒産に伴う負債総額も、2020年は約17億円、前年と比べ5億円増加、市内でも負債総額が10億円を超える大型旅館の倒産があるなど、新型コロナウイルス感染症の影響があるものと考えております。

○8番（森 大輔君） これまで別府市は、独自の緊急経済対策を複数回にわたり講じてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により外出自粛ムードの継続、新しい生活様式による経済活動の縮小などで、依然として厳しい社会情勢にあります。特に宿泊・飲食サービス業を中心に観光関連産業においては、旅行控え、外出控え、観光客の減少で別府市において対前年比で約45%の減少、350万から400万人の減少と推定され、

一番ひどかった最初の緊急事態宣言下の昨年5月では、前年比で約90%の減少を経験した施設もありました。その後、G o T o トラベルやG o T o E a t 事業により持ち直したものの、2度目の緊急事態宣言により地域経済は停滞したままです。これまで別府市が行ってきた緊急経済対策、るるありますが、地域経済の維持向上と各産業の活性化を目的とした新たな支援、さらなる経済対策の必要性についてどのように考えますか。

○産業政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種も開始されましたことから、感染状況や国・県の動向にも注視をしていきたいと考えておりますが、市といたしましても、引き続き感染防止に努めながら経済の活性化を図っていくことが重要であると認識しております。

これまでも市独自の経済対策として様々な事業を先行実施してきましたが、緊急対策特別資金、利子補給事業、鬼コロナ対策ステッカー交付事業は今後も継続し、別府みんなにエール券につきましては、利用期間を3月末から5月末までに延長し、消費喚起にも努めているところでございます。また、食事券の使用期間が延長されたG o T o E a t キャンペーンをはじめとする国のG o T o キャンペーン事業など、国・県の支援策をうまく活用しながら、場面場面において市が補うなど柔軟に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（森 大輔君） 最近ではコロナワクチンの効果を期待してウイズコロナの出口、またはアフターコロナ時代の入り口と想定される一方で、ワクチン不足、ワクチン接種の遅延、副作用の心配、オリ・パラ機運の低下、第4波の懸念など、緊急事態宣言が一旦解除されても、変異株による感染再拡大の兆しなど、厳しい社会情勢は今後も長引くことが予想されます。

ホテル・旅館関係者の声を聞きますと、今のところ延期された雇用調整助成金により雇用は維持できても、それまでにある程度観光客が戻らなければ、給与の削減、雇い止め、事業の縮小・休業・廃業、そして倒産と経営が行き詰まる施設が増えます。また、国のG o T o トラベルなど一定の経済効果はありましたが、救われたのは主に高級ホテル、高級旅館、一方で中堅のホテル、ビジネスホテルは厳しい状況にあります。依然として休業を余儀なくされるホテル、休業・廃業となったホテルも数多くあることは分かっています。

国において、今後、G o T o 事業の見直しをしたいと思います。ワーケーション、ホテル暮らしなどを売りにした長期滞在型のビジネスプランも新たな観光戦略として取り入れながら、今後も観光関連産業を支える一方で、ほかの産業においてまだ支援を必要とする声も多く聞きます。

そこで、コロナ禍が抱える課題と対策、支援について聞いていきたいと思っております。

まず、第1次産業。第1次産業を担う生産者が、コロナ禍で直面している課題は何ですか。

○農林水産課長（河野伸久君） お答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症による第1次産業の影響でございます。旅館やホテルなどの需要が減少している一方、家庭内消費の増大により直売所などでの需要は拡大しております。生産品目、生産量、販売先などにより影響が異なっているものと認識しております。

また、課題でございます。新型コロナウイルス感染症は、生産・流通・消費などの経済全体に影響を及ぼしております。また、農業などの第1次産業は、生産活動に必要な資材や機械などの第2次産業及び流通・販売などの第3次産業と密接な関わりを持っております。この経済のサイクルが一日でも早く従来どおりに戻ることが、大きな課題であると考えております。

農林水産業の維持継続は、日本国の食料需給としての施策でもございます。先の見通せ

ない経済状況の中において、生産活動を継続していただけることが求められているものと考えております。

- 8番(森 大輔君) 俗に言う巣籠もり需要の増加で、野菜や米といった作物は一定程度需要は維持されているという中で、一方で花、花卉産業、これはコロナの影響によりイベントやコンサートの中止、結婚式、葬儀、入学式、卒業式、そういった式典の見送り、簡素化によりまして、業務用の花の需要が激減しています。また、個人消費も買い控えが続き、消費低迷による生産者の生産力の低下が大変懸念されていますが、今後、市として消費喚起策を考えていただけませんか。

- 農林水産課長(河野伸久君) お答えいたします。

消費拡大という点での御質問と認識をしております。イベントなどは、農林水産物の消費拡大のみならず、生産者と消費者に元気と活力を与えるものと認識しております。従来のイベントなどを通常どおり開催することを希望しておりますが、コロナ禍の収束が見えない中、コロナ禍を見据えた農林水産物のPR方法を考える必要があると考えております。よって、新しい手法での開催方法やPR方法などを生産者や大分県を含めました関係機関と協議し、農林水産物の消費拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

- 8番(森 大輔君) 恐らく今言われた答弁は、次の質問の答弁ではないのかな。違ったら、すみません。

ですが、打合わせにも申し上げたと思いますけれども、花卉産業の需要の低下、これが課題であろうということで、その花卉産業の消費低迷による生産者の生産力の低下が大変懸念されていますので、消費喚起策をぜひ考えていただきたいということで、ほかに用意した答弁があったのではないのかなと思いますが、いかがですか。

- 農林水産課長(河野伸久君) お答えいたします。

まず、現在の支援について御説明をさせていただきます。経済産業省の持続化給付金をはじめ主に農林水産省の支援策を市、組合、生産者で構成する協議会によって取り組んでおります。

新規の事業といたしましては、野菜、花卉、果樹、茶について、次期作に取り組む生産者を支援する高収益作物次期作支援交付金制度、感染拡大防止に取り組む設備投資などを支援する経営継続補助金、休業を余儀なくされている漁業者が行う漁場保全を支援する新資源管理導入円滑化推進事業費補助金、畜産農家に対する飼料などの補助などの支援を行っております。

加えて、既存事業の拡大支援も行っております。具体的には野菜、花卉などの園芸作物に対する種子や肥料などの購入費の支援の充実、米の買取り価格に対する補償額の増額などを行っております。

また、農林漁業者を対象とした融資制度による支援を実施することで、生産者の経営継続を支援しております。

- 8番(森 大輔君) 第1次産業につきましては、国の重点施策ということで、支援対策については国・県のほうで中心に対策がされているという一方で、別府市において支援対策の状況が不十分ではないのかなと感じています。これからできるだけ消費喚起策を、市独自の対策を考えていただきたい、そういう気持ちです。

私も、ステイホームの自粛生活を機に花のある暮らし、試みようと思っています。皆さんも花を誰に贈るのか、それは皆さんの自由ですが、ホワイトデーは終わりましたが、誕生日、記念日に愛する人、奥様、恋人、お花を贈ったらどうかと思います。私は、買っただけの方がいないので自分で買おうと思っていますが、市長、市の職員がオードブルを注文して飲食店を応援していました。これは、市長のアイデアだと思いますが、こういう試みはいいと思いますが、それをするなら、ぜひ生花の消費拡大についても協力して

いただけませんか。これは質問通告しておりませんので、答えられないかもしれませんが、そのことをお願いしておきます。

昨年は、県の農林水産祭、または別府市の農産物フェアなど、生産品を販売促進するイベントが全て中止されました。今年もコロナによる影響で開催が見通せないところですが、今後の消費拡大に向けてどのような取組を考えていますか。先ほどの答弁と同じであれば、同じと言ってください。

○農林水産課長（河野伸久君） 先ほどの答弁のとおりでございます。

○8番（森 大輔君） では、よろしく申し上げます。

次に、福祉のまち別府の展望について質問します。

これまで、別府市は観光のまちとして第3次産業の中でも特に観光産業を支えてきました。一方で医療・福祉産業は、コロナ禍で苦しむ市民生活を守っていただいています。平成27年度の国勢調査によりますと、市内の第3次産業の中で観光関連産業の就労者数は5,682名ですが、医療・福祉産業の就労者数は1万134名、観光関連産業の就労者数の約2倍です。別府市は、観光産業と福祉産業の両輪で地域経済を盛り上げていかなくてはいけないことは分かっていると思いますが、コロナ禍で医療・福祉産業が直面している課題、それに対する支援は十分ですか。また、慢性的な人手不足、人材確保などの対策・取組はどのようになっていますか。

○福祉政策課長（田辺 裕君） お答えします。

医療・福祉関連産業につきましては、市民生活に直結する産業であり、機能不全に陥った場合、市民の不安や混乱を招く恐れがあること、また、多くの方が従事していることから、事業を安全に継続いただくことが重要であると考えております。医療機関及び医療従事者におきましては、患者への治療及び感染拡大収束に向け強い使命感を持って業務を継続され、福祉関連施設及び従事者においても、感染防止策を講じながら福祉サービスの提供に努められています。

これまで、県・国におきましては、医療・介護・障がい福祉の従事者への慰労金の支給や医療機関・福祉施設における感染防止対策に要する経費の助成、また高齢者入所施設へは迅速診断キットなどの配布など支援が行われております。

別府市におきましては、現在まで別府市医師会が設置しています発熱外来トリアージセンター、PCRセンター並びに市内の医療機関等に対し現場の感染予防物資の提供支援を行っており、不測の事態に備え備蓄も取り組んできております。福祉関連では、マスク、消毒液の配布や保育現場への感染防止対策に必要な経費を、国の補助金を活用して補助しております。

今後も、感染状況など様々な状況に対応していけるよう、今、関係団体と情報共有を図り、大分県とも連携協力しながら必要な支援を継続してまいります。

また、人手不足の件でございます。高齢化の進展等により増大する福祉・介護サービスや保育ニーズ、また新型コロナウイルス感染症に対応する医療ニーズなど、各分野、職種別の人材の確保、定着促進につきましては、国・県においても重点的に対策が講じられているところであり、別府市においても介護や保育分野の人材の確保を目的とした事業を実施してはおります。しかし、福祉・介護分野をはじめ抜本的な人材不足の解消は難しい状況であると考えています。ですので、今後も国・県と共に課題解決に向けた取組が必要であると考えております。

○8番（森 大輔君） 市民生活の命と健康を守る仕事に最前線で取り組んでいただいている医療・介護・福祉従事者の方々には、心から敬意を表する次第です。この方がいないと別府の経済は成り立ちません。先ほど、従事者への慰労金の話もありましたが、ちゃんと従事者の手元に届いていますか。聞き取りによりますと、全てではなく、ほぼ全ての施

設に対して従事者の慰労金、支給されたと聞いておりますが、「全て」ではなくて、「ほぼ全て」という点が気になります。徹底していただきたいと思います。

また、医療・福祉業界が苦労している人材不足、そういった課題を解決する対策が不足していることについては、るる説明がございましたが、待遇の改善、他業種からの転身の支援、資格取得の支援など、市を挙げてさらなる支援と対策を講じていただきたいと思います。

最後に、障がい者の就労支援施設への状況について聞いていきたいと思っております。

コロナ禍で障がい者の就労支援施設への仕事の発注が激減していることは把握されています。市は、十分な対策をしていますか。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

市内の障がい者就労施設も、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることから、令和2年5月と7月に庁内各課へ障がい者就労施設への物品等の発注協力依頼を通知いたしました。また、障がい者就労施設からも物品等の調達に係る優遇制度に登録していない施設におきまして、令和2年7月に制度の御案内を通知し、また令和2年12月には庁内各課へ物品等のニーズ調査を実施、その結果を未登録施設へ通知いたしました。また、本年1月末には、各施設へ再度2月の登録促進の案内を通知しております。このようにいわゆる障害者優先調達推進法が予定する障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進が図られますよう、積極的な取組を行っているところでございます。

○8番（森 大輔君） 現在、市内に障がい者への就労支援施設は、約40か所あります。そのうち、今言われた登録制度に登録している施設は、10施設しかないと聞いています。なかなか登録施設が増えない理由については、受注と発注のマッチングがうまくいっていないのだと思います。施設ごとにできる作業は違います。施設ごとに個性や特徴がありますので、マッチングが難しいことは理解できますが、できるだけ多くの施設が受注できる仕事の発注に努めていただきたいと思っております。

発注実績について確認しますと、令和元年については、7施設に約250万円の物品等の仕事を出しているようです。昨年、コロナの影響を受けた実績についてはどうなっていますか。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

別府市の発注実績につきましては、新年度になり各課からの実績報告を終了しますので、現時点では令和2年度の実績は不明であります。ただ大分県の報告によりますと、新型コロナウイルスの感染症の影響により、県内は全般的に観光地関連の減収が連続しておりますので、またイベントの開催も見送られることが多かったため、イベント系の物品を受注していた施設の売上げが激減しているという状況の報告がありました。別府市の施設への発注実績も減少していると予想されております。

○8番（森 大輔君） 昨年は、前年と比べて発注が減少している様子を今聞きました。逆にこういう時期だからこそ、別府市は施設への発注協力の取組を強化していかないといけないのではないですか。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

今後も、障がい者就労施設への優先調達の推進に向けまして、取組を強化してまいりたいと考えております。

○8番（森 大輔君） そのようにお願いしておきます。本来であれば、次に温泉等資源量調査について質問するところですが、時間も限られてきましたので、今日は、ここで質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○19番（松川峰生君） 久しぶりに2番目、なかなか2番目というのはなかったのですが、まずは、先般、報道で千葉県、あるいは都会のほうでクラスター、特に私が気にな

りましたのは、カラオケ店等で高齢者のクラスターが発生したということで、これは人ごとではないな、そう思いました。それはどうしてかといいますと、やはり自粛が長く、なかなか家から出ることがない。そして高齢者ですから、友だちもなかなか、そういう会に出たいという気持ちは大いに分かります。ところが、その記事を見ましたところ、そのお店のほうで、まずマスクをしてなくて歌った。それから、マイクも消毒をしていなかったというような報道があります。なかなか、それを聞いたときに、ああ、なるほどなということも思って、今日は質問の前に、今マスクはもちろんさっと持てばできるのですけれども、マイクの消毒なんというのは、持って歩くことができないのですね。

私は、実はマイマイクというのを持っているのですよ、マイマイク。ただ、これをカバーするのがなかなか、ふだんカバーしつけないので、つけるのが難しい。このマイクであれば自分でぽっとポケットから取り出して、こういうやつなのですね、これを皆さんが持つと大変便利であります。これは、ただ特に市長、教育長は、ふだんですと、いろんな行事で挨拶をする機会が多いと思うのですね。まさか市長がポケットから、教育長がポケットからスプレーを出してするというわけにはいかないのです、このマイマイクカバーがあるととても便利です。多分市長も教育長もさっとつける経験があると思うので、上手につけられるかなと思います。後ほど、私、一部、市長、持っているのですよ、マイマイクカバー。これをぜひ市長と教育長には差し上げたいと思います。これを使ってぜひですね。こういう時期です、北浜等で苦しい、お店苦しいのですね。そういうときに言ってマイクで、自分に来たときに、必ず自分の前でさっとつける。これはなかなか、ふだん訓練しておかないとつけるのは難しいという状況もありますので、後ほど差し上げます。もし川上副市長、あなた、要るようであれば上げますけれども、多分要らないと思います。

それでは、早速ですけれども、質問のほうに移らせていただきます。(発言する者あり) いやいや、これは決して、メーカー名はないのですけれども、これもぜひ、よかったらあなたにもあげますよ。

それでは、早速質問のほうに移らせていただきます。

私は、今回、料飲組合の料飲についての質問に特化したと思います。

まず、市内では新型コロナウイルス感染者が確認されて、はや1年がもう過ぎようといたしております。この間、行政においても様々な予防対策を積極的に推進し、市民の安全・安心を確保するために、市長を先頭に担当課、関係者一丸となって取り組んだ結果、現状、市内においては新規感染者が出ておりません。今後も緊張感を持って注視していくことが重要であろうかなと思います。特にコロナ感染者減少の一因として、昨年末、北浜界隈で感染者が出ました。このお店ではコロナ対策をしっかりしたにもかかわらず感染者が出たと、そのように聞いております。市内の料飲店でこれ以上感染者を出さないという強い決意の下、約9割のお店が自粛休業し、感染症対策に努め、以後、現状、北浜界隈ではコロナ感染者が出ていない状況が続いています。大変いいことだと思います。

今後も、それぞれのお店におかれましては、さらに感染対策をしていただいで、お客様が安心して来ていただけるよう取組をしていただくことを願うばかりであります。

そこで、この自主休業した各店舗への事業継続支援のため、2週間継続して休業した店舗に対し事業継続支援金をする事業が、私は功を奏したのではないかなというふうに思っています。

そこで、この事業に参加した店舗数及び料飲組合数と飲食業組合数について伺いたいと思います。

○産業政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

事業継続支援金の申請を受けまして交付決定をした店舗は270店舗、交付額は総額で7,560万円となっております。また、料飲協同組合の組合員数は59店舗となっております。

そのうち補助対象であるバー、スナックなど主に酒類を提供、接待を伴う店舗は41店舗あり、さらにそのうちで34店舗からの申請がありました。申請の割合は約83%となっております。

- 19番（松川峰生君） 83%が申請。ちょっと心配するのが、残りの17%のお店はどうなったのだろうかということがちょっと気がかりでありますので、また何かの折、課長のほうで調べていただければありがたいかなと思っています。もし分かれば、また後ほどでも教えてください。

この事業内容は、各店舗に知らせるために料飲組合や会議所、担当課職員が一軒一軒事業の趣旨を周知徹底するためにどのような方法でどの程度チラシを配布したのか。また配布漏れなど、この事業を知らなかったというような苦情が行政に来ているかどうか、答弁ください。

- 産業政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

事業継続支援金の概要等を記載したチラシにつきましては、北浜周辺を中心に電話帳などから所在地を確認し、令和2年12月17日、18日の2日間で市内全域の約400軒に配布をいたしました。このチラシを配布した後に、制度に関しての問合せは多数ありましたが、申請の受付が始まった今年の1月5日以降においても、制度を知らない等の苦情はございませんでした。

- 19番（松川峰生君） 昨年12月議会で、短期間でこの事業内容を周知できるかとの懸念する声も出たような気がいたしますけれども、今お聞きしましたら、苦情などなかったと聞き、安心いたしております。

そこで、短期間でこのチラシ配布でしたけれども、このチラシを配布した人数は、およそどのくらいの皆さんでされたのでしょうか。

- 産業政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

配布に当たりましては、商工会議所と料飲組合に御協力をいただきまして、市内を6班に分けてローテーションを組み、総勢約20名で配布をいたしました。

- 19番（松川峰生君） 12月で寒い中、大変御苦労さまでした。皆さんが恐らく速いスピードで多くの店に回ったのではないかなと思います。

料飲店などでこのコロナ感染予防対策を強化した料飲店感染防止対策強化基準が設けられましたけれども、その基準を満たし、コロナ対策ステッカーの交付を受けた店舗数はどのくらいありますか。

- 産業政策課参事（姫野淳子君） お答えいたします。

ステッカーは、3月9日現在で56軒の店舗に交付しております。

- 19番（松川峰生君） 姫野参事、お久しぶりです。さわやかな答弁をいただきまして、ありがとうございます。今、なかなかこの議場で女性の管理職の皆さんから答弁をいただくというのは、大変神業であります。

先ほど、ちょっとある課長さんに聞いたら、まだ管理職の方は1割もいないということで、私は、今回この議会で姫野参事と行部課長に答弁をいただきます。この議会は大変運がいいかな、そのように思っております。次も、よろしくお願ひしたいと思っております。

今後、このステッカーについて、要件を満たしたら引き続きこのステッカーを交付するということの認識でいいのかどうかお答えください。

- 産業政策課参事（姫野淳子君） お答えいたします。

鬼コロナ対策ステッカーの交付申請は、現在も別府市公式ホームページの申請フォームから、及び産業政策課の窓口でいつでも申込みが可能となっております。

ステッカーを交付することで、市民や観光客の皆様に安心・安全な飲食店として利用していただけるものと考えております。

また、別府市公式ホームページへの掲載や店舗の入り口にステッカーを貼布することにより、お客様や従業員の安全を確保するために、感染防止対策にしっかり取り組んでいること、またお客様に安心して利用していただけるお店であることのPRができますので、ぜひ多くの飲食店様の申請を望んでいるところでございます。

- 19番（松川峰生君） そのとおりですね。これからも引き続き多くの店がこのステッカーの交付をしていただきたいし、それと、これを頂くとそれぞれのお店のほうも緊張を持ってお仕事をされるのではないかなと思います。

そこで、市長は今回のこの飲食店に特化した支援対策の成果についてはどのような見解をお持ちか、伺いたいと思いますが。

- 市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

昨年の12月の感染状況を考えると、思い出すと、非常にあの状況下で北浜という地域の名前を県が公表せざるを得ないほどクラスターが発生して、同時に市民の皆さん方は非常にこの別府市の感染状況に対して危機感を持った。市民に寄り添った対策を我々として何かこれは早急に立てなければいけないという状況の中で、料飲組合の皆さん方が自主的に自分たちから声を上げて、今のこの感染状況を何とか自分たちの行動でもって断ち切りたいという重い決断をされました。それで私どもとしては、できるだけ早期にこの感染の連鎖を断ち切ってできるだけ早く、年末年始というのは非常に書き入れどきですから、本当に苦渋の決断だったと思います。しかし、早期にこの連鎖を断ち切ることで早めの新しい気分一新をして店舗を再開することができるための支援金ということで、経済対策ではなくて、これは感染予防対策として独自で行いました。

県の皆さん方からも、非常に別府市が迅速な対応を取ってもらったということで、市町村長さんたちの会の中でも、これは「別府モデル」というような形でぜひ紹介してほしいというようなこともありましたし、東京や大阪といった大都会の方では、こういった局所的な抑え込みというのはなかなかもう今や厳しいのではないかなというふうに思いますが、やはり別府が別府なりのこういう抑え込み方というのがあるのだろうというふうに思います。まさにこれが「別府モデル」ということだと思います。

あの状況の中で早期に感染の連鎖を断ち切れたということで、今、別府市においても大分県においても感染者はゼロということになっておりますけれども、この環境をつくるということが一番の経済対策にもつながるというふうに思っておりますので、今後においても、もうそろそろじわりじわりとまちに人が出てきていいのだと。それは当然感染予防対策をしっかりしてからということになると思いますけれども、こういったことにつながる対策、一定の効果があった対策ではなかったかなというふうに我々としては考えております。

- 19番（松川峰生君） そのとおりだと思います。実は先月の12日に、日にちはもう間違いなく確認していますので、料飲組合の役員さんにたまたま出会う機会がありました。そのとき、今回の事業継続支援金は大変助かりましたとの話を聞きました。支援に至る経緯の中で、市長はじめ組合との自主的な協議を担当した奥課長には、丁寧に対応していただきありがたかったと言っていましたので、この場を借りて市長と奥課長に伝えます。

奥課長が、どの程度丁寧に親切にしたかについては後ほど……、答弁は要りません、個人的に聞きたいと思っています。また、その役員さんのお名前も後ほど個人的にあなたに教えたいと思います。よろしくお願いします。

さらに、この支援事業の一環で市内全域の店舗の経営者と従業員を対象に実施したPCR検査に際し、その検査費用全額公費で負担いたしました。その検査件数と市内料飲店の経営者、従業員の検査件数及び検査結果についてはどのようになっているのか伺いたいと思います。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

まず、事業継続支援金の対象となりました店舗の経営者や従業員に対し行っておりますPCR検査についてですが、1月5日から検査申込みの受付を開始し、3月17日現在で検査数は1,201件、また同時期に全国に飲食店での感染拡大の状況を踏まえ、市内の飲食店の経営者や従業員の希望者にも対象を拡大して実施している検査の状況ですが、1月18日から受付を開始し、3月17日現在検査数は1,568件であり、検査数の合計は2,769件となり、結果については、全員陰性となっております。

○19番（松川峰生君） これだけ検査して、全員するということが安堵いたしましたけれども、これからも引き続きしっかり管理していただきたいなと思います。

そこで、別府市は保健所を持っておりませんので、今回、民間機関とPCR検査委託契約を結びましたが、この経緯について伺いたいと思います。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

年末に入り新型コロナウイルス感染症患者の発生状況において、本市でも連日にわたって多数の感染が確認されたことに伴い、事業継続支援金の支給と併せて、安心して営業を再開し継続することができるよう、感染症対策のチェックの一つとしてPCR検査の実施を行うこととなりました。実施までの限られた期間に検査キットの確保、検査機関での検査受入れ可能数の確保、また検体受付、回収、管理等の検査体制の確立に向け、大分県をはじめ大分県薬剤師会、別府市医師会等、また他の市町村等にも情報収集を行う中で、業務を民間に担わせる部分の切り分けを行い、別府市で受付、回収業務等を担うことにより検査キットの確保、検査の実施、結果通知等を速やかに行うことが可能になったため、民間会社に検査業務を委託し実施することとなりました。

○19番（松川峰生君） 厚生労働省は、2月14日にワクチンの製造販売特例を承認し、このワクチンは、15日の厚労省の審議会で、病気の蔓延を防ぐために緊急の必要がある臨時接種と位置づけ、当面は満16歳以上で既にコロナ感染症をしたことがある人も対象とし、対象者は予防接種法に基づき接種を受けることに努めなければならない努力義務が課せられていますが、努力義務は社会全体を感染症から守るために、ほかの定期接種でも設けられている規定で、接種はあくまでも努力義務で強制ではなく、罰則もなく、希望した人が受けるのが原則となっていますが、いよいよ県内でも医療機関で接種が始まりました。高齢者や一般市民の接種について、いつ、どこで、どうやって、接種に至るまでのタイムスケジュールについて伺いたいと思います。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

ワクチン接種のスケジュールについては、ファイザー社製のワクチンが国内で承認されてから、副反応の発生状況等の治験を得るための医療従事者への先行接種が始まっております。

今後は、3月に市内で約8,000人いる全医療従事者を対象とした接種が行われ、その後、国が示した接種順位に基づき約4万人となる65歳以上の方、約4,500人の基礎疾患がある方、約2,000人の高齢者福祉施設等に従事される方、それから、それ以降約4万7,000人のそれ以外の方という順で行われる予定となっております。

4月から65歳以上の方向けに配分されるワクチンについては、数量が限定されるため、4月12日以降高齢者福祉施設に入所されている方と、その施設に従事されている方のうち接種を希望される方を対象に行うよう、各施設との調整を行っております。65歳以上の方に対して本格的に接種開始をお知らせできる時期は、4月下旬としておりますが、今後のワクチンの供給量によって変更となるおそれもあり、以降の予定にも影響することが見込まれております。

○19番（松川峰生君） そこで、接種方法についてですが、集団接種、個別接種の併用など、

どのような方法を予定しているのか伺いたと思います。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

ワクチンの接種方法については、規模の大きな会場を接種会場として多くの人へ接種を行う集団接種と、各医療機関にて行う個別接種の2つの方法があり、本市においては、65歳以上の方の接種では個別接種を主として行う予定です。これは、高齢者にはかかりつけの医師がおり、ふだんの健康状況が把握されていること、それから、副反応によるアナフィラキシーショックなどにも医療機関であれば迅速に対応できることが期待されるからであります。接種施設の不足等により接種に支障を来すことが懸念される場合は、集団接種の実施も検討してまいります。

○19番（松川峰生君） ワクチン接種に当たりまして、市民の皆様にはそれぞれ様々な不安があるかと思えます。そこで、接種に対する疑問などに対応するために、今回ワクチン専用コールセンターが設置されましたけれども、センターの相談時間帯と、もう一つ心配するのは、平日、なかなか仕事等の関係でコールセンターに平日できない、時間帯にできない方たちが相談する場合は、祝祭日でもコールセンターを設けるべきではないか、そのように思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

別府市新型コロナワクチン接種コールセンターを開設しておりまして、開設時間は、当面の間は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとしております。コールセンターにおいては、ワクチン接種全般に関する問合せへの対応と、接種予約を受け付ける予定としております。開設後の状況に応じて土日祝日の対応等適宜運用体制を見直してまいりたいと考えております。

○19番（松川峰生君） 今、課長のほうから適宜運用体制を見直すという答弁をいただきましたので、ぜひそのように取り計らっていただきたいと思えます。

2月の17日に、何せ今自粛していますので、NHKテレビの国会討論をよく見る機会が多いのですが、衆議院予算委員会の質疑で自民党の国光文乃議員が、この議員はドクターであります。ワクチン接種をした人としらない人では、接種した方が感染症の発症率が20分の1の発言があり、副反応については、約20万人に1人と発言をいたしておりました。

そこで、2月13日の某新聞に、新型コロナワクチンの接種についてのアンケート結果が記載されていまして、少し紹介させていただきたいと思えます。

2月13日の某新聞ですけれども、まず、「新型コロナのワクチンを接種したいですか」というアンケートなのですから、まず「はい、したい」と思う方、その理由を少し述べさせていただきます。まずその1番は、「感染拡大の防止に役立つ」、「個人の感染対策に有効」、「感染状況が深刻」、「他に感染防止の手段がない」、「感染に気を使う生活に疲れた」、「感染は自己責任だ」、「接種していれば非難されない」、「国が進めている」というようなわけです。

逆に「接種したいですか」、「いいえ」は47%です。その理由は、「安全性の検証が十分ではない」、「副反応が怖い」、「予防効果が十分に示されていない」、「副反応はすぐに分からない」、「効果の持続性が分からない」、「報道は信用できない」もろもろ、たくさんありますけれども、この接種について、今後行政の対応と、接種は努力義務でありますけれども、市長を筆頭に市職員の接種についてはどのようになっていますか。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

ワクチン接種に当たっては、副反応の発生が予測されるため、接種は本人の意思に基づくものとなります。接種の判断をしていただくために、接種によって得られるメリットとリスクについてしっかりと情報発信していく必要があると考えております。

市職員のワクチン接種の希望状況等は、ちょっと把握しておりません。

○19番（松川峰生君） 別府市役所以外でも、たくさんの従業員を抱えている事業所があるかと思います。この方たちの接種に当たりましては、職場単位で集団接種を行うことを検討しているのかどうか、分かっていたら御答弁ください。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

日中仕事をされている方について、職場が接種会場となれば、それだけ接種を受けやすい環境が整うこととなり、接種率向上が期待されますので、国のほうでも検討がなされている段階です。

また、接種会場での医師の確保や勤務上の取扱い、今回の接種は住民票住所地での接種が原則となりますので、市外より通勤されている方をどう取り扱うかなど、様々な課題もございます。今後も、国の動向を注視して検討してまいりたいと考えております。

○19番（松川峰生君） 市民の皆様が不安視することなく、安心して接種できる体制を構築していくことをお願いして、この項の質問を終わります。お疲れさまでした。

次に、上下水道局のコロナ対策支援について伺いたいと思います。

行政では様々なコロナ支援を行っていますけれども、上下水道局では水道料金の無料や減免などを含む支援対策をどのように行っていますか。お答えください。

○上下水道局営業課長（大谷嘉彦君） お答えいたします。

上下水道局においては、別府市のコロナ禍に対しての支援制度の中で、現在可能な支援策としまして、コロナウイルスの影響により上下水道料金のお支払いが困難になった方から支払い猶予のお申出があった場合、使用者の方々と個別に御相談の上、上下水道料金の納付を通常の支払い期限後、最長で3か月猶予するという対策を行っており、御質問の水道料金の無料・減免措置等は実施しておりません。

○19番（松川峰生君） 今答弁では、無料・減免措置は実施していない。しかし、支払いを猶予とのことですが、そこで、まず水道の利用者数、猶予申込み件数、併せて猶予金額についてどのようになっていますか。

○上下水道局営業課長（大谷嘉彦君） お答えいたします。

現在、本年1月での市内全体の水道使用者の件数は4万1,810件であります。水道事業における企業の内訳としましては、ホテル・旅館等の宿泊施設及び飲食店、商業施設等の営業用などが主となりますが、その企業の件数は4,332件でございます。その4,332件のうち、支払いの猶予のお申込みがあった件数は、本年1月末現在で55件であります。金額としては3,553万9,976円でございます。

○19番（松川峰生君） 約3,500万、大きな金額でありますけれども、この企業と個人で猶予を申し込んでいる割合と、現時点で猶予している状況について伺いたいと思います。

○上下水道局営業課長（大谷嘉彦君） お答えいたします。

1月末時点での支払い猶予のお申込みがあった件数は112件で、そのうち企業は55件で全体の49.1%であります。個人は57件で50.9%であります。

また、現時点での猶予している状況は、企業で15件、金額にして617万4,425円、個人で3件、金額にして2万7,755円となっております。

○19番（松川峰生君） これも大きな金額になっています。今、全国で約1,300の水道事業者のうち、今回のコロナ禍での支援策として、1月末で4割弱の約500事業者が、水道料金の無料や減免を実施していることが、厚労省の集計で判明しています。減免額は約547億円、第3波の感染拡大で減免期間を延ばす自治体も出ているが、このことに対しての別府市上下水道局の見解を伺いたいと思います。

○上下水道局次長兼総務課長（藤吉賢次君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、全国の4割近い事業者が水道料金の減免を行っておりますが、こ

れは各事業体におきまして、財政状況や老朽管の更新など水道施設の整備状況等様々な違いがある中で、水道料金の減免の可否を判断したものと推測しておりますが、本市上下水道局での水道料金の減免は非常に困難なものであると考えております。

○19番（松川峰生君） 今後のコロナ感染状況にもよるかと思いますが、さらに経済的に厳しい状況が生じてくる可能性があります。この企業や個人に対しての減免はどうしてできないのか、伺いたいと思います。

○上下水道局次長兼総務課長（藤吉賢次君） お答えいたします。

上下水道局では、上水道と下水道、おのおのの事業を独立採算で行っているところでございます。令和2年度の水道事業の予定利益は、当初予算では約7,000万円を見込んでおりましたが、令和2年の4月以降の給水収益が、コロナ禍の影響で大きく落ち込みまして、本年度の予定利益は約300万円に減少する予定、見込みでございます。

仮に水道料金の無料化や減免を行った場合でございますが、予定利益を大幅に上回る減免額となることを見込まれ、今後の安定給水のための建設改良工事の財源確保に支障が出ることも危惧されることから、本市での水道料金の無料及び減免等につきましては、非常に困難なものであると考えております。

○19番（松川峰生君） さらに減免については非常に困難との答弁ですけれども、管理者の減免についての見解を伺いたいと思います。

○上下水道企業管理者（岩田 弘君） お答えをいたします。

県内での新型コロナウイルス感染症が確認されまして1年が経過いたし、感染の広がりが収束しない中、今後も事業者や市民の皆様sの生活を守るため、お客様お一人お一人と御相談をさせていただき、その状況によってさらなる支払い期限の延長や分割納付といった、心に寄り添った柔軟な対応をさせていただきたいと思ひます。

また、新たな支援策であります水道料金の減免については、議員言われるように、迅速に打てる経済対策の一つではありますが、老朽化した水道施設の改修など、今後の建設事業に与える影響や減免方法など、類似団体等の事例を含めまして調査研究をしてまいりたいと思ひます。

○19番（松川峰生君） 今、局長から少し前向きな、類団等の事例も含めて調査研究していくとの答弁でありました。予算決算委員会で水道局の厳しい経営状況は聞きました。しかし、厳しいのは水道局だけではないのです。民間ではさらに厳しく、企業では売上げ減、特に飲食業、宿泊業ではさらに厳しく、七、八割減も当たり前、人員整理、解雇、最悪は倒産も出ています。家庭においても、収入が減少し厳しい状況であります。上下水道局が厳しいといっても、給料等が減額されているわけではないのですよ。独占企業で市民はほかに選択肢がないのですよ。資本主義の原理、企業間競争が働いておりません。

猶予措置をとっていることについては了としても、期限が来たら、これは払わなくてはいけません。コロナの収束が見えない中、先ほど述べましたけれども、全国で約500事業者が減免を実施しています。市長の政治信条は、「市民に寄り添う政治」であります。上下水道局の対応は、私は本当に市民に寄り添う対応かなと思うところでもありますけれども、今いろんな問題、先ほど森議員も言いましたけれども、上下水道局に対する市民の目は、今非常に厳しいものがあります。しかし、先ほど答弁いただきましたように、しっかりと調査研究し、市民に寄り添う上下水道局であってほしいと願うことでありますので、よろしくお願ひします。

次に移ります。次、大分都市広域圏推進会議について伺いたいと思ひます。

大分県内7市1町で昨年6月に自治体間の垣根を越えて課題解決を目指して設立した、大分都市広域圏推進会議が設立されました。この推進会議の趣旨について伺いたいと思ひます。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

大分都市広域圏推進会議の趣旨につきましては、人口減少、少子高齢化社会にあっても、地域経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう、活力ある魅力的な圏域を形成するために大分都市広域圏ビジョンを策定し、自治体単独での解決が難しい、あるいは圏域で取り組んだほうがスケールメリットが得られるなど、広域で取り組むべき課題等について協議し、取組を推進することとなっております。

○19番（松川峰生君） 今、自治体間では連携や様々な協定が結ばれております。自治体間で抱える様々な問題について自主的に調査研究を行い、課題解決に向けた政策の提言を行うことが、推進会議に参加した塾生に課せられた任務だと思っておりますけれども、この推進会議には各市何名で構成されていますでしょうか。お答えください。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

推進会議につきましては、大分都市広域圏を形成する7市1町の市長、町長を委員として構成されており、大分市長が会長を務められております。また、推進会議には幹事会が設けられており、主に各市町の企画部門の担当課長により組織されております。そのほかにも7つの部会が設置されており、部会開催時に各市町の担当部局の職員が出席しております。さらには、大分都市広域圏ビジョンに掲げる人材育成・交流事業として圏域で抱える課題について自主的に調査研究を行い、課題解決に向けた施策の提案を行うこと、また、これにより圏域の将来を担う人材の育成を目的とし、政策研究チーム、第1期未来創造塾を令和元年6月に立ち上げており、各市町から2人ずつ参加し、合計16人で構成されております。

○19番（松川峰生君） 各市町2名ずつ、16名で構成されているということですがけれども、別府市からこの創造塾に参加する塾生メンバーの選出方法と、参加者は若手職員と聞いておりますけれども、その選出職員の年代について伺いたいと思います。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

塾生の選出方法は、所属は問わなかったことから全職員へ募集をかけ、職員の自主的な参加を求めました。また年代につきましては、推進会議によりおおむね35歳以下の若手職員としていたことから、20代及び30代前半の若手職員より応募がありました。

○19番（松川峰生君） まずは2名、別府から出ているわけですね。そこで、別府は一応何名ぐらい応募があったのか。まず最初ですから、皆さん構えている職員もおられたかと思っておりますけれども、とりあえず何名応募がありましたか。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

応募には、3名の応募があり、各所属長と協議をして、業務に支障なく未来創造塾への参加が可能な職員2人を選出いたしました。

○19番（松川峰生君） 先ほど述べましたけれども、応募が3名ということで少ない気がいたしますけれども、この推進会議の開催期間と開催回数、塾生の任期について伺いたいと思います。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

未来創造塾の事業期間は、令和元年6月から令和3年3月までの約2年間で、その間で開催回数は14回を数えております。

また、塾生の任期につきましては、第1回目の開催がありました令和元年6月10日から令和3年3月31日までとなっております。

○19番（松川峰生君） 大学の先生や市長も講師として講演を行ったと聞いています。広域で取り組むテーマを同じテーブルで議論することが重要だと思いますけれども、例えば市の垣根を越えてお互いの施設を利用するということも今実施していると思いますけれども、この推進会議ではどのようなテーマを議論されていますでしょうか。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

16人の塾生は、8人ずつAチーム、Bチームの2つに分かれ、政策提案に係る議論を行いました。テーマにつきましては、塾生が取り組みやすいように推進会議から基本テーマを5つ示し、塾生同士で基本テーマを基に協議し決定をしております。その結果、Aチームのテーマは「企業誘致について」と「子どもに関すること・子育て支援について」、Bチームのテーマは「子育て・雇用」と「交通について」と設定されております。

○19番（松川峰生君） 今、「企業誘致について」は情報発信の共有化、「子育て」については、広域圏における子育て世代への情報発信について、また「子育て・雇用」については、病児・病後児の保育に係る提供体制の維持について、「交通について」は、広域的な移動手段の構築など議論されたのではないかな、そのように思っておりますけれども、今答弁いただいたテーマを設定した理由についてお聞かせください。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

未来創造塾は、圏域の地方創生に資する新たな広域事業について提案を行うことを目的としていることから、広域圏においてこれまでに事業実績のない施策から基本テーマを設定し、それを基に塾生たちが圏域における課題を洗い出し、その課題解決に向けテーマを設定しております。

○19番（松川峰生君） 今回あえて若手職員を登用し未来創造塾を立ち上げましたのは、恐らく人材育成と交流の促進を図ることがあったのではないかなと思いますけれども、そういう認識でいいでしょうか。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、各市町で締結した連携協約及び大分都市広域圏ビジョンの中に圏域マネジメント能力の強化に係る人材育成・交流の取組が項目として掲げられており、この項目の達成も含めまして、大分未来創造塾の塾生が将来、大分都市広域圏の各種施策の牽引役として活躍ができるよう取り組んでおります。

○19番（松川峰生君） この参加した塾生は、多岐にわたり様々なことを議論したと思えますけれども、塾生よりどのような感想が報告されていますか。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

第1期の塾生たちが、約2年間に及ぶ調査研究が終わり、取組を振り返った率直な感想としまして、「各市町の垣根を越えて政策を練っていく過程で、同僚とは違う同年代の仲間ができてとてもよかった。一生の財産になる」など、横のつながりができたこと、交流を深められたことに関する感想や、「行政職員として経験できる分野等が限られる中、自分自身が知らない分野を研究することは、その分野の知識が身につくだけでなく、他の分野にも応用できると思う」など、自分自身における知識の向上や今後の行政運営に生かせる経験ができたことなどの感想をいただいております。

○19番（松川峰生君） 2年間という短い時間といえばそうなのですが、この参加した塾生、多分この行政の中から出てあらゆることを身につけたのではないかな。将来が楽しみでありますけれども、今年度でこれが終了するのか、引き続き来年度も開催するのか、お答えください。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

来年度につきましても、引き続き第2期未来創造塾を開催することとしており、第1期と同様に各市町より2名ずつ募集し、2チームを編成する予定です。政策研究テーマにつきましては、大分都市広域圏の広域的な課題解決に向けた政策提案につながるものとして、基本テーマを2分野6通り設定し、そこから1つと、塾生たちが協議して決める自由テーマの1つで、1チームにつき2つのテーマを決めることとしております。

参加職員につきましては、令和3年4月中には各市町とも選出する予定にしております。

○19番（松川峰生君） 昨年度は3名応募があった。今年は一人でも多く応募者が増えることを期待いたしておりますので、どの程度応募があったのか、また改めて教えてください。
そこで、市長はこの広域圏推進会議に参加する塾生に対してどのようなことを期待するのか。それについての御感想・御意見をお聞かせください。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

中にいて学べる学びであるとか研究というのは、非常にこれはこれとしていいと思います。しかしながら、外に出ていって刺激を受けて様々なやり方であるとか、より一層深い学び、手法というのは、経験できるという意味においては非常にいいことだなというふうに思いますし、私も本当に恐縮、僭越ながら、一度皆さんの前で講演をとということでもさせていただきました。非常にやっぱり自分たちで手を挙げて出てきているというだけあって意欲的、目の色も違いますし、発言しようという、そういう意欲が全く違ったというような印象を持ちました。これはやっぱり絆として大事だと思いますので、こういうものをきっかけにして今後絆を大事にして、1つの市町村でできることというのはもう限られてきていますので、この連携を強化して、1つではできないことを連携してやっていくという、一つの大きな機運につながればいいなというふうに期待をさせていただいています。

○19番（松川峰生君） 今、市長からも答弁をいただきましたように、やはり参加する塾生の皆さんが、この役所の中では得られない経験・体験をされる、そしてまたされてくる。また大きく羽ばたいて、大きく成長することがあるだろうと思います。問題は、この推進会議で議論した内容を、今後の別府市政への事業化にどのように結びつけていくのかということが大事でありますので、この点について答弁ください。

○企画部長（松川幸路君） お答えいたします。

本会議の政策研究における提案につきましては、各自治体において事業化に向けた検討を行うために、今後、都市広域圏の幹事会の専門部会におきまして議論され、より具体的になると伺っております。このような貴重な取組は提案だけで終わるのではなく、各自治体でできることから取組を始め、圏域全体の住民の幸せ、サービスの向上につなげることが最も大事だというふうに考えております。

○19番（松川峰生君） ぜひですね。せつかく2年間勉強してきます。それがいかに事業化に結びついていくのか。若い人たちの意見を聞きながら、また次の行政の反映にさせていただきたい、そう思います。さらにこの推進会議に参加した若手職員、また今後参加する職員がさらに飛躍することを期待して、私の今日の質問を終わります。

○副議長（阿部真一君） 休憩いたします。

午前 11 時 48 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（阿部真一君） 再開いたします。

○23番（泉 武弘君） 議長にお願いをしますが、あらかじめ議会事務局に資料を預けています。この資料の配付と、それから、昨日質問順序の変更をお届けしていますので、それを許可していただきますよう、お願いします。

○副議長（阿部真一君） はい、許可します。どうぞ。（資料配付）

○23番（泉 武弘君） 今回の質問は、別府市で「ともに生きる条例」、障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例というのが、できて8年経過しています。この障がい条例を中心に障がいを持っている皆さん方の現在の課題、また行政が果たさなければいけない責務、また民間の方々が負っている義務、こういうものについてより多くの市民の皆さん方に知っていただくために、前段、別府市の「ともに生きる条例」と、さらには改正障害者基本法ではどういうことを行政に求めているのか、こういうことを15分程度にわたって説明をさせていただきたいと思っています。

それはなぜか。この障がいを持っている方と共生社会をつくるためには、市民の理解がなければなりません。また、事業者の協力がなければ実現できません。そういう意味からして、今回はこういう質疑の展開をしてみたい、このように考えています。

市長ね、平成30年度の統計でいきますと、日本の総人口に占める障がいを持っている人の割合が960万人、約1,000万人近くおられるのですね。これは人口に対して16人に1人が何らかの障がいを持っているということになります。それで、これは人口から見ていきますと、約6%の方が障がいを持っている、このような数字が出ています。

そこで、別府市を見ていきますと、こうなります。別府市の障がい者の手帳を持っておられる方が、現在8,837人というふうに発表されています。そして、このほかに私が見落とすことができないのは、高齢者で何らかの障がいを持っている方ですね、これを見ていきますと、もうこれは既に発表されていますから申し上げますと、認知症で現在寝たきりになっている方、また自由が利かない方を見てみますと、認知症の方が5,094人います。それから寝たきりの方が2,383人、合わせますと、7,400人近くの方が認知症や寝たきりで何らかの自由を奪われている、こういうことになろうと思います。さらに、このほかに室内では歩けるけれども、屋外で歩くのはちょっと無理だな、室内でも伝い歩きをしなければいけない、こういう歩行が困難な方を含めると、高齢者の皆さんの中で何らかの生活機能を奪われている方が、大体1万名近くいるのではないかな。合わせますと、約2万名の方が何らかの機能障がいを持っているのではないかなというふうに推計します。

それで、昨日の「プライムテン」で石破さんが出ていました。その中で私はなるほどなということでは実は危惧した点があるのですね。この議場でも「コロナ禍、コロナ禍」という言葉が多く使われました。いわゆるコロナの影響でどういうことが今発生しているか。糖尿病が異常に増えているそうなのです。そして孤独の方が異常に増えている。それから、認知症が今後飛躍的に増えるだろうということ、昨日の討論会で言っていました。立憲民主党と共産党の代表者もその討論に加わっていましたが、そのとおりだということ指摘していました。

そうってきますと、高齢者を取り巻く環境というものは、今回のコロナの影響でさらにいろいろな生活機能を奪われている方がかなり大幅に増えてくるということになろうと思います。

そこで、今日は、この別府市が作り出した「ともに生きる条例」ですね、この「ともに生きる条例」というのはどういうことなのかな。この「ともに生きる条例」の作業に着手してから、この様子は報道関係者が詳細に報告しました。それで、そのときに市に寄せられた意見が何と752件、市に直接寄せられています。それと同時に、条例をつくる会には416件の意見が寄せられています。合わせますと、1,168件の意見がこの条例制定に向けて意見として寄せられている。このことから見ても、いかにこの条例に関心が高かったのかということはいかにかい知ることができます。と同時に、条例はできても、条例をつくっただけで終わるのではないかという意見がたくさんあったことも、これは否めない事実です。

あれから8年になりますが、私が今もって非常に心苦しく反省している点はこの点なのです。市長ね、ぜひとも共通認識に立っていただきたいのですが、障害のある人もない人もというときに使う「障害」という言葉ですね、「障害」。この「害」という言葉。これは最近では、大分県もそうですが、「害」を「被害の害」から平仮名の「がい」に変えています。この「障害」ということを本当に使ってもいいのだろうか。自分でこの条例には賛成した一人なのですね、一人なのです。しかし、今なおこの「障害」の「害」の字を使うことに対してすごく違和感があるし抵抗が実はあるのですね。

そこで、今議会にて議論をする前に、再度この「害」というものについて調べてみまし

た。ところが、この「害」というのは、宗教用語では「障碍」と言います。一生涯に自分がしたいことを妨げるさま、こういうふうになっています。

「害」という言葉について、ここに韓国の方が投書しているのがありますが、ちょっと読ませてくださいね。「私は、日本の山口県で生まれた3世の在日朝鮮人です。1歳半の頃、高熱を挙げてポリオになり、1種1級の障がい者です。私の家はとても貧しい生活をしてきました。現在は自立生活センター・ドリームハート博多の代表をしています。私にとっていろんな思い出があります。日本で生まれていなければ障がい者になっていたかもしれないとか、いろいろ悩み苦しんできました。『朝鮮人』と差別され、『障がい者』と差別されてきました。『臭い、汚い』などと言われながら生きてきました。そんな中でこれから一番大きな問題ですが障がい者の苦しみは十分理解していない。『害』の字は決して許せないのです、こういうふうになっているのですね。

そこで、この「害」という字をいろいろと調べてみましたが、「煩わしい」とか「邪魔だ」とか、こういう語源があるようなのですね。昔の宗教用語のときは石偏に「得」という事業の右だけを書く「碍」を使っていた。それで、いろいろ調べてみますと、戦後の傷痍軍人の皆さん方を収容するときに「障害者」というふうに概して呼んだことが、今日の始まりという説も実はあります。

そして、この「害」という字をひもといてみますと、「何かしたくてもできない状態」、これが1つあります。それから「害」とは、「物事を傷つけるという他動的な漢字であり、他に対して危害を与えることであります」というふうに解説されています。

市長ね、別府市は太陽の家という、中村先生がおられたおかげで「身体障害者福祉モデル都市」という指定を受けています。中村先生が言われた言葉の中に今もって大変重い言葉と思っているのは、「障がい者は物をくれと言っているのではないのだ。みんなと同じように社会に参加させてほしいのだ」、こういうふうに中村先生の言葉が残っています。

そこで、市長ね、この「障害者」の「害」という言葉ですね。これは教育長も聞いてほしいのですが、「害」という言葉を本当にこれから先使い続けていいのだろうかという気がしてならないのですね。

当時の浜田市長が、全国で4番目にこの条例ができたのですよということで胸をたたきましたけれども、今考えてみると、この「障害」という言葉を使った条例に賛成した泉武弘も、本当に自責の念というのですか、本当によかったのかなという感じがしてなりません。

そこで別府初の、市長ね、この「障害者」という言葉を何かほかの方法によって置き換えることはできないだろうか。例えば「体の機能を十分発揮できない社会的弱者」というようなことに置き換えることはできないだろうか。法律では改正障害者基本法と、障害者基本法になっています。私が言っているのは、その法律は国で審議することですが、せめて別府市として「障害者」と言わずに、「本来持っている機能を十分発揮できない社会的弱者」というような表現ができないだろうかという思いがあります。

これはぜひとも市長に提案させていただくのですが、別府初の障がいを持っている皆さんの表現を、今私が提案したようなことを参考にして検討する意思がないかどうか、最初にお聞かせいただけませんか。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

議員言われることもごもっともだと思いますが、私の、「障害」といっても、「害」に対しての考え方を冒頭申し上げたいと思いますが、これはその人に向けられている言葉ではなくて、社会に「害」があつて、社会が「害」がある、いわゆるバリアがある、その人に「害」があるのではないということを随分昔の本で読んで以来、なるほど、「障害」というのはその人のことを言うのではなくて、社会がそういう人、ハンディキャップがある皆さ

んが生きにくい「害」があるという意味なのだということを自分自身が学習して以来、それはその人についているものではないということを自分自身で思いました。それは今、行政の内部でもそういうことを常にみんなで話し合いをしておりますけれども、それとは別に、今言われるようなことも全国的にいろいろとお考えになることもあっていいのではないかなというふうに私自身は考えております。

- 23 番（泉 武弘君） 市長が今いみじくも「社会の害」という言葉を使われましたね。これは別府市の条例でも、医学モデルと社会モデルに分けています。それで社会のいわゆる障壁が害を与えるという基本形が考えなのですね。そういうことを主張している方もいらっしゃるのです。実際そのとおり。ただ総じて言えることは、自らが、子どもがそういう十分機能を発揮できない方々に対して「害」を使うことが本当にいいのかなというのは、今もって禁じ得ない疑問なのですよ。

ぜひともこの機会に。今、市長が言われたのも解説書の中に出ています、私も読ませてもらいました。ただ、子どもを育てている方、そういう方々に「障害者」という呼び方が本当にいいのかな。今日、末尾に障がいを持っている方の投書も紹介しますが、やっぱり僕は別府初の、今言ったように「本来の機能を発揮できない社会的弱者」という柔らかい表現でも、併せ持って表現してもいいのではないかなという気がしますので、あえて指摘をしておきますね。

さて、別府市のこの条例ですね。条例の目的ですが、まず「障害を理解すること」というのがあります、「障害を理解すること」。社会的に「弱者」と言われる方々が抱えている問題を理解することですよというのがあります。それから2点目に、その社会的弱者の皆さんが持っている社会的弱者に対する差別をなくすことですよ、こういうことが別府市の条例の目的になっている。そして、そのために市並びに市民、事業者は何をしなければいけないかということが、この条例の中では実は具体的に示されているわけですね。

それで、この条例というのは、市長も1年前の議論の中で、この条例は大変すばらしいという答弁をされましたね。私も何度となく読み直しましたが、本当によくできている条例だと思っています。その中で基本的な考えですね、この条例をつくった基本的な考えというのは、人間では本来自由にどこでも誰とでも住む権利があるのだということが基本にあるのですね。

それで、私が今から申し上げることを議員の皆さんもぜひともよく聞いていただきたい。ここなのです、「現代社会は、障害の……」、この条例どおりに読ませていただければ「障害」という言葉をそのまま使わせていただきますが。「現代社会は、障害のない人を標準につくられている」、いわゆる健常者を中心に社会構造ができています。それは、施設、設備、道具、人材、事実、意識、情報等において、社会的に弱いとされる人たちのために配慮されていない部分がたくさんあるのですよというのが、別府市の条例の基本精神になっています。

それで、さらに、では何が問題なのですか、何が現代の社会的に弱いとされる人たちの何が問題なのですかということを、条例では次のようにひもといています。障がいのある人が社会で生活しづらいのはここからです。目が見えないとか歩けないなどといった機能の障がいそのものが原因ではなく、社会が障がいのある人が生活することを想定してつくられていないことに要因があるのだということを指摘しています。

これは、徳田先生にも私はお聞きしたのです。徳田先生が、この条例の説明会で基本的な考えを述べています。ああ、そうだな、我々が考えるところ、障がいのある人が社会に参加できないのは、社会の側が壁をつくっているのだ、このことをこの条例はこと細やかに指摘をしているのですね。

そこで、この社会的弱者の皆さんが社会に参加できない壁をつくっているのですよ、そ

れを障がい者とだけ捉えるのか、高齢者も含めて考えるのか。私も既に高齢ですが、高齢者も障がい者なのです。何らかの機能障がいを持っています。

そこで、別府市では既に65歳以上が4万人います。高齢者の高齢化がさらに進みます。こういう方々が、今区分しています社会的弱者の中で2つに分けたときに、医学モデルと社会モデルに分けたときに医学モデルの人たちと区別できないということなのです。

この条例の示すところですね、一番冒頭にこう書いています。「訪れる人も住む人も」ということで書いています。それで、障がい者の施設改善等については、別府市は具体的にいろいろな施策を示しています。今回の条例で一番大きいところは、「住む人も訪れる人も」という縛りをしているところですね。

それで、さらに障がいというものを、私どもはくくりで「障がい」という言葉を使いますが、では、障がいというのはどういうふうに分類されているのか。障がいは、先ほど私が若干触れました医学モデルと社会モデルというふうに分けられています。医学モデルは、病気、外傷、その他の健康状態から直接生じる身体、知的、精神、その他身体の機能が病気などの理由によりその能力が発揮できないもの、こういうふうに医学モデルとしてはなっています。ところが、社会モデルというのは次のように説明されています。何らかの障がいを持っている方が社会参加できないのは、参加できない、または利用しにくい壁、例として道路や公園、公営住宅、民間集合住宅、福祉施設、医療施設、観光施設などの全ての施設で段差や傾斜、使いにくい洗面所、トイレ等を造っている。また、情報の取得の難しさ等を造っている側が、いわゆる社会的弱者の参加を阻んでいるのですよというくりに実はなっています。

そこで、では別府市の条例というのは何が目的、どちらを目的につくったのですか。後段の社会モデル、いわゆる行政が持つ公共施設、民間の福祉施設、観光施設、こういうものの中に社会的弱者が参加しにくいような壁をつくっている側の問題点を指摘して、それを対象に別府市の条例はつくられています。

さて、この中で最初に今日お伺いするのは、25年に障害者基本法の改正が行われました。なるほどな、そういうことなのかということが何点かありますので、まず最初に2点お尋ねします。

1点目は、子どもの何らかの発育が健全に行われていないというお子さんがたくさんおられますと同時に、中津まで実はその治療に行っている方もいらっしゃいます。子どもに異常が発見されたら、寸刻を争って治療をする。そのことが発育不全を取り除く大きな基礎になるのですね。別府市では、そういう児童数が410名おられます。さらに受入れ施設、こういう方々の受入れ施設としては、児童発達支援が11か所、放課後等デイサービスが25か所、児童発達支援が1日当たり119名、放課後デイサービスが240名というふうな報告がされています。担当の部長、課長にお聞きしましたら、この相談件数が年々増加しています。そして、私の友だちは中津まで実は行っているのですね、中津まで。親にしてみるとわらにもすがる思い、この子を、何とか早く機能を回復させてやりたいという強い思いがあるのですね。こういう親の思いに今後別府市はどう対応していくのか、見解を求めます。

○福祉共生部長兼福祉事務所長（中西康太君） お答えさせていただきます。

近年、障害福祉サービスを利用する障害児の数が、早期療養、議員言われますようにそういった観点から増加傾向にありまして、それにより障害児福祉サービスのニーズ増加に伴いまして、サービスを提供する施設等も放課後等デイサービスを中心に増加しております。

本市においては、施設設置に関する許認可権はございませんが、多様なニーズに対する体制整備の充実を県と協議しながら推進してまいりたいというふうに考えております。

○23番（泉 武弘君） 発育不全が自分の子どもにあるのではないかと、早く医者に診てもらいたい。もし発育不全が見つかった場合には早く治療をしたい。早く治療をすることで発育不全の程度が減少できる。こういう、親は期待感を持っているわけですね。

そして、先ほど部長が答弁しましたがけれども、この相談件数が年次増加傾向にある。この相談体制・対応施設ですね、これについては再度検討してください。これだけをお願いしておきます。

それから、高齢者の皆さんや障がい者の皆さんが、社会参加する上で行政用語ですね、行政用語。行政が使う言葉。昨日からメモをしました。「クラウド」、「アクセス」、「ペーパーレス」、「デジタルファースト」、「Wi-Fi」、「レガシー」、「ウェブサイト」、「オンラインワン」、「ハイブリッド」、「ハイパフォーマンス」、「スポーツツーリズム」、使いましたよね。これ、社会の壁ではないのですか。この議会での議論というのは、テレビを通じて見ていただいている皆さん方にも理解をしていただけるようにしなければいけないのではないのですか。

昨日、ある議員と担当課長と話をしていました「ウェブサイト」とか、いろいろな専門用語が出ていました。本当に市民に寄り添うとしたならば、そういう専門用語を使った会話が本当に必要なのだろうかという疑問を、私は持たざるを得ませんでした。

そこで、これを見てください。これは内閣府が使った、改正障害者基本法のときに使ったものです。議論をする中で自分には理解できない、理解できないときにはこれを上げるのですね、「ストップしてください むずかしい言葉があります」。こういうものを表示しているいろいろな社会的弱者の皆さん方が会議に参加できるようなことを、内閣府では促しているのですね。そういうことからして、別府市が昭和45年に高齢化率が5%ですね、高齢者の割合が5%。今、28%ですよ。

使っている行政文書の文字、この前、年末調整の資料を議会事務局からもらいました。眼鏡をかけて拡大鏡で見ても、なお分からない。

さらには、市長ね、これ、大変重要なことなのですがね。今、別府市が行政情報をケーブルテレビで145回出しているのですね。ところが、難視聴地域や浜脇、天間、東山を中心に1,100世帯あるのです。そして、接続件数が70%台なのです。あと二十何%がケーブルテレビを見ていないということなのです。それは見るか見ないかというのは個々の問題でしょうが、見ようにも見られないという事実があるということなのです。これは、何らかの改善をしなければいけないと思うのですよ。なぜかという、行政情報の中にコロナの問題もあります、災害の問題もあります。あなたたちは、山間部に住んでいるからいいのですよというわけにいかないの。別府市が145回も情報をケーブルテレビで発信している以上は、やはり難視聴地域の解消だけは別府市独自で考えていかなければいけない、こう思うのですが、以上2点、答弁してください。

○共創戦略室長（内田 剛君） お答えいたします。

ケーブルテレビのことについてですけれども、災害発生時等の緊急情報をできるだけ多くの方にお知らせすることは重要と認識しておりますが、費用、効果、その他の有効手段などを検討した上で導入等の判断をするものと考えます。

ケーブルテレビが視聴できない地域の解消についての御提言がありましたが、現在のところ市が事業費を負担して整備するという議論はしていない状況です。

○総務部長（末田信也君） お答えをさせていただきます。

議員言われるように、行政が住民に向けて発信する情報につきましては、その中に大切な情報も、緊急性のあるものも含まれていると認識しております。要は確実に住民の方に伝えなければならないということが重要でございますが、文書等に関しては納める紙等の容量等の問題があるかと思っておりますけれども、その辺は今後はまた全国の各地で取り組

んでいる事例等を見ながら研究をしていきたいと考えております。

- 23番（泉 武弘君） 昨日の議論を聞いてどういう片仮名文字、英語を使われているかというのは、先ほど若干触れましたが、よく「インバウンド」という言葉を使いますね。これはなぜ「来日観光客」ではいけないのですか。「ハザードマップ」は、なぜ「災害予測地図」ではいけないのですか。東日本大震災で死者・行方不明者2万2,000人ですよ。その80%近くが高齢者なのですね。なぜこういう言葉を、よく使うのですね、いいですか、「インフラ」、これは「社会基盤」でしょう。「ガイドライン」、これは「指針」でしょう。「コミュニティ」、これは「地域社会」でしょう。「シミュレーション」というのは「模擬実験」ではないのですか。「セキュリティ」というのは「安全」でしょう。昨日も「ツール」という言葉が出ました。「ツール」というのは「道具」のことでしょう。なぜこういう難解な言葉を使うのですか。

気分を害さないで聞いてください。「バリアフリー」とよく言いますね。部長も課長も「バリアフリー」とよく使いますね。これは福岡市が出している書類です。「バリアフリーってなに?」。こういうふうに説明したら市民には分かりやすいのですね。「ノーマライゼーション」とか「バリアフリー」とか、自分らが理解しているから市民が理解しているのではないのですよ。そこだけは間違わないようにしてください。

今後において、できる限り市民の皆さんが分かりやすいような表現をする、このことだけぜひともお願いしておきたいと思えます。

だんだん時間がなくなりつつありますので、ここにおもしろい記事が、記事というよりもネットで検索しましたら出ていましたね。タイトルは「なぜバカは“カタカナ語”を使ったがるのか」。この記事を出しているのは、英語学が専門の慶應義塾大学教授の井上逸兵さんです。バカが片仮名語を使う一番の理由は、相手はその言葉を理解しないから優位性が保てる。そのほか4つの項が出ています。

何度も言います。「B-i-z L I N K」と言っても分からないでしょう。「B-i-z L I N K」と言っても、そこに10億近くも金つぎ込んでいて、「B-i-z L I N K」という分からない言葉をなぜ使うのですか、いつまでも。議員と執行部がここで分かり合っても、そこに納税者がいるわけで、市民がいるわけでしょう。市民が議会での議論が分からなかったら、本当に市民は、今行政がどのような方向に進んでいるのか、何が課題なのか理解できないのではないですか。今後、できるだけ片仮名用語を使うときには補足説明等をしていただくようお願いをしておきます。

さて、個別・具体的な課題についてお聞きします。

この別府市の障害のある人もない人もという条例ができてから8年になります。まず最初にお聞きしたいのは、ワンコインバスについてです。

ほかの質問項目がかなりありますから、簡潔に答弁してくださいね。ワンコインバスは、市長任期があと2年になりました。任期内にできるのかできないのか答弁してください。

- 市長（長野恭紘君） お答えします。これは、私の公約の1つでもありますので、お答えしたいと思います。

今、ひとまもり・おでかけ支援事業をさせていただいています。これが、ワンコインバスが実現の可能性を探りながらやっというこことやってきましたが、実際にワンコインを導入するということになるとイニシャルコスト、イニシャル……、初期投資で1億、毎年の経費がまた1億というふうなことになるということで、私自身はこのワンコインバスというよりも、今これだけひとまもり・おでかけ支援事業が充実をしてくれています。来年度事業においても拡充をしております。これを充実していきたい、このように考えているところでございます。

- 23番（泉 武弘君） くしくも3月号の市報に、市長は自分の公約についてこのように述

べています。「希望を託して投票し当選した人が目玉の公約を守らない。そのあとに、一体何が残るか。市民の皆さんが後悔と虚しさを抱えないため、良い教訓として全身全霊で政策の実現のために全力で頑張りたい」、こう言っています。この言葉が最後まで生きてほしい。

この政策の変更について、私は悪いと言っているのではないのですよ。政策の変更をする場合には、公約ですから、その変更を議会を通じて、市報を通じて市民に周知徹底してある程度の理解を得るということが必要になろうと思います。

今、財源問題を言われました。調べてみました。大分市が、路線バス等が4路線走っています。中津市は7路線走っています。日田市も7路線走っています。一番多いのが臼杵市で12路線走っています。中津が年間に1億円の金を使っています。日田市が1億7,400万使っています。佐伯市が1億2,000万使っています。人口比からいくなれば、競輪事業収入という特定財源を持っている別府市が、このワンコインバス実現ができないとは、私は思いません。特に市長ね、北鉄輪、大観山、陸の孤島です。買物に行くときは下に歩いていって、帰るとき荷物をしょって帰らなければいけない。今言うように路線バスの運賃補助では対応できない。何とかこの公約ですね。歯を食いしばってでも頑張ってもらいたい。これだけは強く要望しておきます。

そこで、8年になりますが、具体的・個別にお聞きします。

まず、公園の問題を何度も取り上げました。公園は、172か所別府市が管理している公園があります。ところが、出入りに段差があるのが32か所、出入りが車止めなどで車椅子の幅よりも狭くなって入れないのが36か所、公園のトイレが44か所あって、多目的が29か所、あとは多目的ではないということです。

もう引き続き行きますね。道路河川課。道路河川課が一番調査対象、調査項目の多いところで、本議会までに調査が済みませんでした。そこで、参考的に横断道路から鶴高通りを通してこの下、市役所のところに抜ける道路の実態を報告してもらいましたが、何とこの横断道路から市役所の下までに段差、傾斜、歩行者の障がいになるものが24か所あるということが分かりました。全市的に見たら、すさまじい数になります。

阿南副市長は、県からお見えだと私は理解しているのですが、かんぼの宿の前ですね、副市長。副市長、かんぼの宿の前です、県道です。あの道路は車椅子が通れないのです、狭くて。うちから医院の下側にドラッグストアモリってできましたね。あの道路を県が許可して切り下げたのですよ。その隣に住んでいる御夫婦とも障がいを持って、御主人は車椅子、奥さんは松葉づえ、そこを通ることもできなくなったのですよ、県が許可したために。北鉄輪入り口の九林プリンスのところは、歩道上にゲートを造っている。これが実態なのです。野田トンネルのところは、歩道すらありません。竜巻地獄ところは、見てください。下りて上がって、下りて上がって、下りて上がってですよ。市民に寄り添うというのであれば、そういうところに施設改修しなければいけません。

今申し上げたこと、並びに建築指導課、建築指導課は現在36住宅133棟、2,364戸の公営住宅を管理していますが、敷地内の段差解消については36棟既に解消済みです。未実施の97棟については、来年度以降年次的に解消するという回答が寄せられています。

以上、建設部に係る調査結果はこのとおりに理解していいのかどうか、答弁してください。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

議員の言われること、間違いございません。

○23番（泉 武弘君） はい。では、学校に移ります。学校施設は、今20校あります。小学校13校、中学校7校。さきに大分県の障がい者団体がこういう要望を出しました、学校にエレベーターをつけてほしいという要望を出していますね。別府市では、20校中、

エレベーターのあるのがたった3か所しかないのです。間違っていたら訂正してください。もし間違っていなければそのまま結構です。

さらに時間の経過でありますから、見ていきますと、社会教育施設と言われる中央公民館、北部・中部・南部・西武・朝日大平山地区公民館等を見ますと、未整備箇所が多々あります。12か所中7か所が未整備です。屋外スポーツ施設を見ていきますと、7施設の中で3か所が未整備です。

一番びっくりしたのはこの数字です、次の数字です。町内公民館を見てきました。町内公民館は現在109か所あります。ほとんどのところに段差、和式トイレなどが残っています。こういう理解でいいのかどうか、数字は時間の関係で申し上げませんが、そういう段差、傾斜、使いにくいトイレ等が残っているというふうに理解していいのかどうか答弁してください。

○教育部長（稲尾 隆君） お答えいたします。

現状は、そのとおりでございます。

○23番（泉 武弘君） 大型の建設に対する耐震補強工事費の補助、今議会で約1億円上がっていますよ。今までこの大型の耐震補強工事に7億5,000万円使っています。旅館等の耐震補強をするのに使っているのですね。片方で、住民が一番交流をする町内公民館の現状は、今、教育部長が答弁したとおり、段差それからトイレ、それから入り口の靴脱ぎ、旧態依然として残っているのです。大型ホテルに対する補助金よりも、町内公民館の改修補助金のほうを増額すべきではないのですか。

なぜそれが言えるか。2つの理由があります。地域の交流の場としての機能と災害時の避難所としての機能がある。そうなれば、この公民館の改修、いわゆる段差解消とかトイレの改修とか、こうものの費用を現在の貸付金の20%ではなくして、大幅に補助金を増やしてでも公民館の改修を急ぐべきではないのですか。意見を聞かせてください。

○市長（長野恭紘君） それでは、私からお答えします。

いろいろな予算が計上されておりますので、あそこがなく、その予算を別のところに振り分けたいと。単純にそういうわけにはなかなかいきません。ですが、考え方、大枠の考え方として、例えば今いろいろな削減をしています。削減をした結果、そういったことのできるだけ市民の皆さん方の要望の多いものに政策的に予算を割り振っていくというようなことは、大枠の考え方としては十分にあり得ることだと思いますので、今後それは庁内で教育委員会とも社会教育施設等ありますので、しっかり協議をしながら進めていければというふうに思っております。

○23番（泉 武弘君） 市長ね、この前、熊本地震がありましたね、熊本地震。あのときにうちの町内は、実は上人小学校に行こうと思ったら電気がついていなかったのですね。それで何件もうちに電話があった、「上人小学校は避難場所ではないのだろうか」。私は、あのときから、町内公民館を避難場所にするほうが、地域の連帯とか安否確認で非常に有効だと実は思っています。これは思い切った財源措置をして、やはり障がい者の皆さんが地域の皆さんと交わるというのは、公民館が一番僕はいいと思うのですよ。これだけは今貸付け金額の10分の2というような考えではなくして、思い切った予算を組んでいただけませんか。これは、そうすることが住民同士の連携・安否確認とか、そういうものにつながります。これだけは、ぜひともお願いしておきたいなと思います。

今日、さらに深掘りをして議論をしようと思いましたが、時間配分がうまくいきません。そこで、市長にもう1点だけお伺いします。

今、公共施設のいわゆる段差、傾斜、さらにトイレの問題等は、もう報告しましたが、聞いていただけましたよね。今回、市長が共生社会実現の基金を計上しました。これは私は大変高く評価しています。ただ、この中に年次別の基金をこのくらいという目標がなかつ

たのですね。私の提案は、自転車競技から3億円繰り入れます。これをこの共生社会実現の原資として使うようなことができないだろうか。そうすることによって年次、この別府市のあるべき姿というのが見えてくるかなという気がしているのですよ。

どうですか、市長、自転車振興会というのは、特定財源で昭和27年に地方の疲弊した財政を立て直すという趣旨からこの自転車競技というのは始まったのです。ほかのところにはない財源なのです。その財源を使って、さすが別府市だ、ほかの都市よりも住民に手厚い施策は随所に見られる。こういうようなまちづくりに使う気はありませんか。どうですか。市長の見解、市長。

○市長（長野恭紘君）では、私からお答えをさせていただきます。

競輪事業の繰入れですね、こちらから見れば繰入れに関しては、それをそっくりそのまま福祉共生資金にということが、これは一番見えやすいとは思いますが、そっくりそのままというわけには当然これはいかならないと思います。いかならないと思いますが、先ほど申し上げました福祉のあり方検討委員会等で皆さん方に少し我慢をしていただくようなことになるかもしれませんし、在り方を、サービスの在り方を見直しています。そういったところをいろいろな面で見直した結果、福祉共生基金ができて、その基金の中でどれぐらい使っていくかというのは、ある一定程度毎年決まった規模にしていきたいという思いはありますけれども、これは思い切ってやっていくというのは、これも私も議員と協議した中で、この議場で協議というか、議論をしていく中で、それは思い切ってやっていくいいのではないかとというようなこともありました。私もその気持ちでありますので、おかげで基金も随分と皆さんに我慢をしていただいたり行革の効果もあってたまってきました。これはもしものときに使える部分もありますし、今後計画的にしっかりこれを市民の皆さんが喜ばれるような施策のために使っていくというのも十分考えられると思いますので、そういったことをしっかりと考慮しながら執行に努めていきたいというふうに思います。

○23番（泉 武弘君）「行政の見える化」という言葉がよく使われます。税収、使用料、手数料の収入がどういった住民福祉に使われているのかということが見えることが大事だと思うのです。私は、この障がいのある人もない人もということを何度も取り上げましたけれども、この中で8年たって現状のままではいけないということを今日も言いました。これは市長、勘違いしないでくださいよ。前の市長にも責任があります。なぜかといいますと、前の市長が、全国4番目に誇れると胸をたいたのですよ。たいたのだったら基金条例をそのときにつくっていたら、こんな苦労はしなかったんです。しかし、長野市長とて問題がある。8年経過して今言った公共施設のいわゆる壁ですね、これがまだ多く残っている。これが現実なのです。

市長は、提案理由の説明でこう言いました。「大型温泉東洋のブルーラグーンは加速してやりたい」、こう言いました。それは市長の考えでしょうけれども、市民は、それよりも住民福祉を加速してくださいよ。うちの町内のことを以前お話ししましたよね、毎週土曜日に体操をやるので30名近くが来るのですよ。交通量が半端ではないのです、あの通り、あじさい通りは。私は、いつも高齢者の方が交通事故に巻き込まれなければいいがな、いつも心配するのです。それは競輪場がはねると一気に帰るからです。それすら改善できない、このことを私は言っているんです。やっぱり市民に寄り添う、それは市民の皆さんの痛みが分からなければいけない、言葉だけではだめなのです。茶碗を持っていて、はい、あなたの茶碗に御飯を入れますよ、入れなかったら食べられないでしょうが。

あと、市長ね、子どもが残されるのはもう2年しかないのです。どうかこの住民福祉ですね、「さすが長野さんだ、よくやった。あれからもう、全く別府が違ってきたよ」と言われるようなまちにしてください。

この前見ていましたら、相模原事件で熊本の障がいを持っている方の新聞記事が出ていました。その方の末尾に、「私たちは生きたいのです。私たちは皆さんと一緒に生きたいのです。どうか殺さないでください」、こういう記事が出ていました。社会的弱者の皆さん方に政治の手を差し伸べるのが、私は行政の一番大きな役目だと感じています。

大型露天風呂やB－b i z L I N K、産業連携機構には、もう 10 億近くも金を使っています。なのに、歩道すら整備できない別府市、これではあまりに恥ずかしいと思いませんか。ぜひともあと 2 年で「別府は見違えた、見違えるようになった」、こう言われるように、首をかしげる必要はありません、言われるように市長、渾身の努力をしてください。それを市民は望んでいるということを指摘して、終わります。ありがとうございました。

○7 番（小野正明君） 今回、私の質問は 3 項目ですけれども、全般にわたり昨日の何人かの質問と重なる部分がありますけれども、より理解を得るために違う視点から聞きたいと思しますので、よろしく願い申し上げます。

まず、市有財産の利活用についてです。

私は、以前から別府市が所有している財産、休眠状態にあるものを有効利用して、少しでも財政的に有利になるように考えるべきだということを提言してきました。市役所の中庭を活用して市民の憩いの場として利用すべきだということを申し上げて、去年は実証実験でございましたけれども、キッチンカーによる食事の販売も行われるようになりました。この中庭の利用を含めて市有財産の今後の管理運営について聞いていきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

昨年の 10 月から 12 月まで実証実験として行われたキッチンカーによる販売の実績を基に今後の有効利用を見据えて、来年度、この中庭を整備する予算を計上しています。どのような形でにぎわいをつくっていかようとしているのか、令和 3 年度の計画についてまず教えてください。

それと、総務課としては、今後このような庁舎用地の有効利用に取り組む考えがあるのかどうか、それも同時にお願いします。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

昨年秋に開催しました実証実験を踏まえまして、令和 3 年 3 月 22 日から 5 月 28 日までの間、再度実証実験としてキッチンカーによる飲食販売、音楽イベントに加え農産品等の物品販売も実施し、にぎわい創出のための検証を行います。

6 月より中庭の改修工事に着工いたします。この改修工事では、段差解消、老朽化したベンチの改修・増設、日よけスペースの設置、イベントやキッチンカーで使用する電源工事等を行い、11 月頃にリニューアルオープンする予定となっております。

今後につきましても、来庁者の利便性向上のために庁舎の有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。

○7 番（小野正明君） そうですね、今までは何にも使われていなかった中庭なのですが、改修工事を行うことによってにぎわいのスペースに生まれ変わるということで、非常に楽しみでございます。楽しみで期待をしておりますので、よろしく願いします。

そんな中で、今回この質問を総務課と打合せする中で、総務課の職員が大変忙しい思いをしたという話を聞きました。その実証実験を始めるに当たり、各キッチンカーの出店者とまず一対一の交渉から始まって、出店に当たってローテーションをどうするかとか、また出店の場所決めまで大変な作業量だったということを知りました。今度、また 2 回目の実証実験をするということなのですが、また同じような作業が待っているのかなというふうに思いますけれども、職員の方も大変ではないかというふうに思っております。

そこで、提案なのですが、今度整備した中庭の管理業務を外部の団体、もしくは企業、どこかに管理をお願いできないかなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

中庭の管理を外部団体や企業等に任せてはどうかという御提案ですけれども、中庭につきましては、市役所庁舎の一部であり、庁舎管理については行政財産として市で管理していく必要があると考えております。しかしながら、中庭の活用に関しまして様々な事業者等に出店協力をお願いすることになります。その管理運営について煩雑になるため、担当課としてもできるだけ省力化していく必要があると考えております。そのため各出店者に対し個別に貸付けの手続を行うのではなく、例えば取りまとめを行う団体等へ一体的に貸付けを行うなど、事務効率を高めることが必要であると考えております。

今月 22 日から再度実証実験を行います。その中で管理運営の手法についても検証してまいりたいと考えております。

○7番（小野正明君） 私が心配することではないかもしれませんが、職員の事務効率を考えた場合、今答弁されたように管理運営をしてもらえるところを探す努力も必要かなというふうに思います。

また、隣の太田市なのですけれども、庁舎内にコンビニがあります。市民も職員も、多くの人が利用しているということを知っております。また、庁舎内にコンビニがあるのは、私はちょっと調べたのですけれども、神奈川県のアダチ市、あと東京都立川市、和歌山県の日高市、その他大勢の自治体でコンビニが庁舎内に設置をされているということで、今全国的に見てももう珍しくなくなっているというふうなことでございます。この辺は厚生会との絡みがあるとすぐには無理かもしれませんが、行く行くは市役所の中にコンビニをつくるのか、敷地の有効利用を考える意味でそのくらいのことを考えていただきたいというふうに思います。それが市民へのサービスにもつながることだというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

今までは市役所の敷地内のことですが、次に、市が持っている財産全般のことについて聞きたいというふうに思います。

まず、公民連携課の事務分掌について教えてください。それと、今の体制も併せてお願いします。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

公民連携課の事務分掌は、民間事業者との連携に関する企画・立案及び調整に関する事、及び公共施設マネジメントに関する事となっております。人口減少や少子高齢化などにより必要とされる公共施設の量や質の変化が見込まれる中、現在のサービス水準を維持して財政負担を考慮し安定した行政運営を継続するため、施設の再編や機能の集約など公共施設全体の調整等を担っております。

体制につきましては、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策に全庁体制で臨むため事業を一旦休止して、課長 1 人と体制を縮小し、現在は公民連携課長が新型コロナウイルスワクチン接種対策係長を兼務している状況でございます。

○7番（小野正明君） 分かりました。私は以前から言っていますように、現在は、いわゆる行政財産は所管課で管理運営、普通財産については総務課が管理することというふうになっていますけれども、その体制では行政財産が本来の意味を持って利活用されているかどうか分からないということで、どこかの課で一元的に管理ができないかなということとをずっと申し続けてきました。それは公民連携課が一番ふさわしいのかなというふうに私自身考えてきましたけれども、もう公民連携課の役目は終わったというような方向のようです。しかし、申し上げているように、所管課だけで活用を考えるのではなくて、市が保有する財産全体を把握して、施設の統廃合や貸付け、売却などを総合的に推進していくような部署が必要だというふうに思っております。

今度の機構改革によって、それがどのようになっていきますか。お答えください。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

令和3年4月1日の機構改革により、現在公民連携課にある分掌事務は、財政課へ移管し、財政課の中に新たに公共施設マネジメント係を設置し、係体制で事業に取り組んでまいります。

○7番（小野正明君） 機構改革によって財政課がマネジメントを行っていくということですよ。確かに財政課は市の財布のひもを握っているのですね。そういう意味ではふさわしいかなというふうに思っていますけれども、行政財産で有効活用ができていないところや未利用の土地がたくさんあります。その辺の貸付けや売却などで、その辺の有効活用については今後どのように考えていくつもりでしょうか。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

別府市が所有している土地の所在、所管課等につきましては、地方自治法第238条及び別府市公有財産規則第3条に基づき、全体は総務課が公有財産システムにて把握し、公共用財産直接の管理については、それぞれ所管課が行っております。所管課が管理する行政財産は、その目的に応じて有効活用を図るものであり、それ以外の財産については、所管課の申請に応じて公共施設マネジメント推進会議の中で協議し、方向性を決めるとともに進捗状況を確認するものと考えております。

また、行政目的を失った未利用地等につきましても、公共施設マネジメント推進会議において貸付けや売却など方向性についての協議を行い、財産の総括を行っている総務課と連携して有効活用に取り組むものと考えております。

○7番（小野正明君） 地方自治法第238条及び別府市公有財産規則のことは、手続のことでこのことはもう承知しております。今言われたように、所管課が管理する行政財産は、その目的に応じて有効活用を図るということが大事だというふうに思います。今後は財政課と所管課が連携を取りながら、遊休の資産が出ないようにぜひ努めていただきたいというふうに思います。

また、総務課においては、普通財産になった物品が出れば直ちに公共施設マネジメント会議において次の有効活用策を考えていただきたい、すぐにやっていただきたいということをお願いしまして、この項は終わります。ありがとうございました。

続きまして、温泉行政についての質問に移りたいと思います。

議長、質問の順番の変更をお願い申し上げます。小項目の3番の市営温泉の在り方については最後に回したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（松川章三君） はい、いいですよ。

○7番（小野正明君） ありがとうございます。私は、今まで何度となく温泉行政についての質問をしてまいりました。温泉は別府の宝です。温泉なくして別府観光はありません。真剣にこれからも別府の温泉の在り方を考えていかなければならないというふうに思っております。

そこで今日は、過去にも質問したことがありますけれども、その辺の項目も含めて、現在どのような取組がなされているのかどうかを検証しながら、温泉行政全般についての質問をしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

まず、温泉資源についてでございます。最近、多くの温泉の関係者から、泉源からのお湯の量が減ってきたとか、温度が下がったというふうな話をよく聞くのですけれども、このような話を温泉課としては認識していますでしょうか。

○温泉課参事（中村賢一郎君） お答えします。

温泉課においても、個別の泉源で以前より湯量が減った、温度が下がったというお話を伺うことはありますが、その原因としては、泉源の継続使用、設備のメンテナンス状況、泉源自体の劣化など様々な要因が考えられます。現在、大分県と共同で実施している温泉

資源量調査では、将来の資源量等を予測するシミュレーションを取りまとめているところ
でございますので、この調査の結果の中で温泉資源の状況も見えてくるものと考えており
ます。

- 7番（小野正明君） 私ごとですけれども、私が毎日利用している共同温泉があります。
天満温泉なのですけれども、共同温泉では珍しく自前の泉源を持っています。温度も99
度と非常に高く、このお湯の温度を下げるために自前の井戸を掘って、その井戸水で冷
却をしているというふうな温泉でございますですね。自前の泉源ですので、泉源のメンテ
ナンスもかなり時間と費用がかかります。要はパイプに詰まったスケールの掃除ですね、
これに大体月2回ボーリング業者をお願いをしてスケールの除去作業をやっているという
ことです。

ところが、最近、この回数が非常に増えたのですね。それで入浴を制限されることが続
いております。組合長さんとかそのボーリング業者に聞いたところによると、泉源からの
湯量が減ってきたためにそういう掃除をしなければいけないと。湯量が多いときは水がど
んどん流れる、勢いよく流れるのでスケールがたまりにくいのですけれども、お湯が少な
いとどうしてもスケールがたまりやすくなってくるので掃除の回数が増えているのだとい
うことでした。この湯量の減少の理由についてはよく分からないということなのですけれ
ども、最近雨が少ないから、雨が少ないので湯量が少なくなったのではないかなというふ
うなことも言われていましたけれども、これは地下のことですので、適切かどうか分かり
ませんけれども、最近そういう事例があったということの紹介でございます。

今の答弁にあったように、大分県と共同で行っている温泉資源量調査、それは現在取り
まとめを行っているということでございますので、その調査結果から見えてくるのが必ず
あると思います。これについては、次回の質問でまた中身については聞いていきたいと思
いますけれども、そういうことであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、温泉全体管理について質問をします。

全国の自治体の中でも、温泉課という部署があるのは非常に珍しいのではないかなとい
うふうに思いますけれども、別府市の温泉課は、どういう経緯・目的でいつ設置されたの
か、分かれば教えてください。

- 温泉課参事（中村賢一郎君） お答えします。

昭和48年発行の別府市誌によりますと、本市における温泉行政の始まりは、別府市制
施行前の別府町において明治43年に温泉事務組が設置されたことに遡ります。同時期、
議会においても上等温泉取締規則及び入浴人待遇方法議決、また海岸砂湯管理規程が制定
されたとのことです。

温泉課という部署は、明治44年に設けられ、その後、大正13年の市制施行後における
温泉課の事務は、温泉の調査研究、温泉地帯の開発、温泉場の改良、宣伝活動、施設温泉
の管理等のほか、施設公園や名所旧跡、その他風致の保護といった事務分掌となってお
りました。別府町の時期も含めると、温泉課の歴史は110年ほどあるということになり
ます。

- 7番（小野正明君） 温泉課の歴史は110年、すごいことだというふうに思います。現在、
別府市においては、住民のニーズとか社会情勢の変化に合わせて庁内の機構改革が頻繁に
行われておりますけれども、この温泉課だけは古い歴史を持っていて変わらずに存在して
いるということは全国的に珍しく、これは誇れることではないかなというふうに思います。

温泉課が設置された当初から温泉の調査研究・開発等を行ってきたということですが
けれども、現在の温泉課は、市全体の温泉管理という面で市内の泉源、給湯状況、給湯先
の情報を民間業者や個人の部分も含めてどの程度把握しているのか、教えてください。

- 温泉課参事（中村賢一郎君） お答えします。

温泉課では、市が給湯事業で供給している温泉施設、市営温泉や共同温泉などになりますが、この情報は把握しておりますが、これまで民間事業者及び個人所有等の給湯状況の詳細は把握できておりませんでした。先ほども申し上げました温泉資源量調査により、今回約1,200か所の温泉サンプルを採取できるなど、市で把握できる情報も増えてきております。

○7番（小野正明君） 今言われたように、温泉課が把握できているのは市の給湯事業に関する部分だけということですが、これはちょっとずさんな感じがします。今回の調査で市で把握できる情報が出てくるということですが、私から言わせると市内の泉源及び給湯管の設置状況等、市内の温泉に関する情報を全て市が把握していて当たり前だというふうに思っております。今の温泉課の姿を見ていると、日々の市営温泉や共同温泉へ市が給湯している施設への給湯の保守作業等に追われていて、先ほど言った調査研究にまで行き着いていないのではないかなというふうに思っております。温泉課の設置から今まで温泉課としては何をしてきたのかなというふうにちょっと疑わざるを得ない点もあると思いますけれども、先ほど言われた今回の調査で得られるであろう結果は、また民間の業者と情報を共有しながら今後の業務に生かすべきだというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○温泉課参事（中村賢一郎君） お答えします。

今回の温泉資源量調査で得られる結果を通じて、今後の温泉資源保護、資源の有効活用につながる取組ができるようにしてまいりたいと考えております。

○7番（小野正明君） くどいようですが、別府は温泉があつてのまちです。なければ観光も成り立たないまちでございますので、そのところをしっかりと考えていただいて、今後は資源の保護の観点からも別府全体にわたる情報管理ができる体制づくりをお願いしたいというふうに思います。

では、次の質問にまいります。共同温泉文化の存続についてであります。

昨年末に民間の給湯業者から給湯を受けていた共同温泉が2か所、残念ながら閉鎖となりました。そこを利用していた方々が、大げさに言えば「温泉難民」が200名ほど出ました。その人たちは近隣の共同温泉にばらばらに通うようになったのですが、距離も遠くなって不便を感じているということでございます。

この閉鎖の原因は、ある給湯会社の現在使用している給湯管がもう老朽化して、いつまでも給湯業務を続けていけないということで、給湯業務そのものをやめるということの給湯業者による都合で廃止になったということでございますけれども、この対象の2件の組合の方々と温泉課の人も交えて存続に向けてのいろんな道を探りました。例えば現在の給湯管を利用してほかの民間業者にお願いできないかとか、市の給湯管から分岐をしてそこに引けないかとか、いろんな案を出しましたが、最終的には組合側に資金力がないということで、新たな工事費が捻出できないということで閉鎖に追い込まれたということでした。非常に残念なことであります。

そこで、質問なのですが、このような共同温泉の抱える問題やいろいろな情報交換ができる場として共同温泉の管理者の人たちが集まる連絡協議会が、一昨年1回だけあったというふうに記憶しております。最近は開かれていないようなのですが、この連絡協議会の在り方について温泉課はどのように考えていますか。

○温泉課参事（中村賢一郎君） お答えします。

共同温泉の存在は、別府ならではの温泉文化であり、地域の財産として継承していく必要があると考えておりますが、議員おっしゃるとおり共同温泉の運営は非常に厳しい状況にございます。

連絡協議会の件についても、検討を重ねているところですが、工夫を凝らしてうまく運

営をしているところなどの情報を得つつ、一方、運営が厳しく情報を必要としているところへ橋渡しができるように、まずは小規模単位でも活動ができるような仕組みづくりができないかと考えております。

共同温泉の運営維持につきましては、引き続き各温泉組合、NPO法人等とも連携をしながら共同温泉の維持に向けて取り組んでまいります。

- 7番（小野正明君） 別府を訪れていただいている観光客の中には、88湯を巡ってスタンプを集めているということが楽しみで別府に来ていただいている方もたくさんいらっしゃいます。

それとまた、先日話題になりましたけれども、全国的に有名な映画監督にお願いをして「Beppu短編映画プロジェクト」という名称で別府を舞台にした短編映画を作ることが発表になりました。その中には必ず共同温泉のシーンが出てくるようになるそうです。そういうことで共同温泉というのは、地元の人にとってはなくてはならない、これは「インフラ」と言ったらまた怒られますけれども、インフラの一つでありまして、それと同時に、また立派な観光施設でもありますので、この共同温泉の存続につきましては、もう少し真剣に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

先ほど言った連絡協議会の開催を、早急をお願いしたいというふうに思っております。

では次に、温泉を利用したエネルギーについての質問に移ります。

令和元年度に鉄輪泉源を利用した温度差発電ユニットを設置して地獄蒸し工房の利用者にスマートフォン等のUSB充電ができる実証実験を行っていますけれども、利用状況はどうだったのですか。それと、温泉エネルギーはこれだけでなく、もっと利用できるようなことがあると思いますけれども、それについての何か取組がありますでしょうか。

- 温泉課参事（中村賢一郎君） お答えします。

令和元年度に行った実証実験は、ラグビーワールドカップ開催期間中のインバウンド観光客が多い時期に、地獄蒸し工房 鉄輪でスマートフォンなどのUSB充電設備を提供しました。期間中に行った利用者アンケートでは、「温泉で充電ができるのは温泉地ならではの」とおおむね好評な回答をいただいております。現在は施設への温泉供給を優先しており、実証実験は終了しております。

温泉エネルギーの今後の活用については、他の自治体等の事例も参考に有効な活用方法がございましたら、調査研究をしていきたいと考えております。

- 7番（小野正明君） 今、最後に言われた他の自治体の事例を参考にと考えていますけれども、それではだめだと思います。他の自治体は別府ほどこの温泉資源に恵まれているところはないのですから、別府市がまず全国に先駆けて豊富な温泉や温泉熱を利用して温泉エネルギーに関する調査研究を行うべきだというふうに私は思います。

以前問題になった温泉発電ではないような方法もたくさんありますので、それによって得られた電力で市内の消費電力が大幅賄えるとか、電力の地産地消を目指すということぐらいは考えてほしいなというふうに思います。

私は、温泉課の中にこのエネルギーについて考えるエネルギー対策の係というものがあってもいいのではないかなというふうに思いますので、これは今後の課題にしてほしいというふうに思います。

では、次の質問に移りますけれども、最後ですけれども、市営温泉の在り方についてであります。

私は、何度も過去の一般質問の中で市営温泉の赤字の問題を取り上げてきました。赤字解消の一つの手段で、市民にもちょっと負担を強いるような値上げも実施をされましたけれども、まだまだ解決に至っていないというふうには思えません。

昨日の質問にもありましたけれども、1月の下旬に指定管理者の外部評価委員会が開か

れたということで、北浜テルマスの件について指摘があったというふうに承知していますけれども、昨日とちょっとダブりますけれども、具体的な内容をお教えてください。

○温泉課参事（中村賢一郎君） お答えします。

今回の外部評価の対象施設が、竹瓦温泉と北浜温泉の2施設となっております。そのうち北浜温泉について外部評価委員から、慢性的な赤字が続いており、施設そのものの在り方も含めて検討が必要ではないかといった意見をいただいております。

○7番（小野正明君） 北浜温泉については、指定管理者制度による市営温泉の維持を続けても多額の赤字が続くので、施設そのものの在り方を検討すべきだということですね。私も前からそのことは言っていました。また、もともとこの市営温泉の管理業務は、指定管理者制度になじむのかなというこの疑問も投げかけてまいりました。今は指定管理者に対して、もうかる施設ともうからない施設の抱き合わせということで指定管理者のほうも甚だ迷惑をしているのではないかなというふうに思っております。

外部委員会からの指摘どおり、市が維持管理をすることは困難な状況になってきているのであれば、市の公共施設マネジメントの中で、市営温泉を廃止して民間売却も含めたことを検討する時期に来ているのではないかなというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○温泉課参事（中村賢一郎君） お答えします。

温泉課としても、市営温泉の今後の維持につきましては、指定管理者制度による維持管理で運営を続けていくということだけではなく、議員指摘の施設売却等も念頭に置きつつ、北浜温泉については今後の在り方を整理の上、方向性を示していきたいと考えております。

○7番（小野正明君） ぜひ早急に取りかかっていたきたいというふうに思います。このテルマスももう平成10年のオープンで20年以上経過をしております。時間をかければ劣化が進むばかりでございます。売れるものも売れなくなるというふうに思います。現在そのまま売り出してもどうかなというふうな買手がつかない可能性もありますので、そのときはもう思い切って施設を解体して更地にして売却するというふうなこともぜひ考えていただきたいというふうに思います。

このテルマスばかりではなくて、ほかの赤字の温泉もそうです。とにかく急いで市営温泉の赤字が解消するように本気で考えていただくようお願いして、この項についての質問は終わります。

続きまして、デジタルファーストの取組状況についてでございます。

この「デジタルファースト」という言葉ですけれども、日本語に訳しますと、「ペーパーレス化」、これもちょっと日本語ではないのです、「ペーパーレス化を目指して業務の効率化を図り、コストや管理スペースを削減していく、というものだそうです。今、国のほうもデジタル化の必要性を重要視して、平井大臣が中心となって、これは民間からも人材を登用しているそうなのですけれども、今年の秋にデジタル庁の開設が決定をしております。先日、平井大臣が指揮を執るに当たっての思い入れを語っておられました。ちょっと聞いたのですけれども、大臣が言うには、全国にマイナンバーカードを普及すれば日本のデジタル化は一気に進むということをおっしゃっておりました。今はまだ全国的に言うとマイナンバーカードの普及率は25%だそうです。昨日話題になりました別府市は21%だったそうですけれども、これが、普及率が100%になれば今回予定されているワクチンの接種ももっとスムーズに、スピーディーに進むのではないかということです。まず、そのマイナンバーカードの普及について取り組んでいきたいというふうに言っておられました。

諸外国は、このナンバーカードのおかげで今言ったワクチン接種がスムーズに行われておりまして、日本はその点からして後れを取っているということです。そのナンバーカードが普及すれば、もう保険証も要らない、免許証も要らないということで、身分証明する

カードが1枚で済むようになるということです。その他は社会保障給付等が迅速化され、確定申告の手続も要らなくなるということになるそうです。

そのような状況の中で、別府市としてはデジタル化の取組が比較的早いほうだというふうに思います。しかし、なかなか全体の取組が我々に見えてきませんので、まず、どのような取組をしているのか全体像を教えてください。

○情報推進課長（浜崎真二君） お答えいたします。

本市では、令和元年6月にB E P P U×デジタルファーストを宣言し、3つの戦略分野である市民サービス分野、行政運営分野、観光戦略分野でデジタルを活用した取組を行っています。

○7番（小野正明君） 今言われた市民サービス分野、行政運営分野、観光戦略分野、それぞれの分野でそれぞれどのような取組をしているのか教えてください。

○情報推進課長（浜崎真二君） お答えいたします。

観光戦略分野におきましては、昨年9月から温泉情報や観光スポットをスマホを利用し探ることができるL I N E観光公式アカウントを開始しました。

行政運営分野におきましては、令和元年度に職員がパソコンを利用して行う作業を自動化するR P Aを本格導入し、今年度は紙に印刷や手書きされている文字をデジタル化するA I O C Rの取組を始めており、事務の効率化に効果を上げています。

市民サービス分野におきましては、市民へプッシュで情報を伝達するために令和元年10月から別府市L I N E公式アカウントによるサービスを開始し、今年度利用者が希望する分野の情報を発信するセグメント配信やごみ収集日の事前通知、A Iを利用したごみ分別案内サービスなどを始めました。さらに公金のスマホ決済や公共施設の使用料のキャッシュレスも開始しています。

最近の事例では、市民税の申告会場の順番待ち人数をホームページで公開する取組を行いました。

○7番（小野正明君） 行政運営分野における取組は、職員の仕事量の軽減に役立って行政改革の一端を担うということは、非常に有効だというふうに思いますけれども、それはそれで進めていただきたいというふうに思いますけれども、しかし、これはあまり市民には関係のないことなので、市民へのサービス提供の観点から見て、市民に情報をプッシュで送信する別府市L I N E公式アカウントによるサービスですね。これを実は私も登録して使っておりますけれども、これは非常に便利なサービスだというふうに思っております。このL I N Eを使ったサービスについてもっと詳しく伺いたいと思っておりますけれども、今はスマホを使っている人は、ほとんどといっていいほどこのL I N Eを使っているというふうに思っておりますけれども、全国的な利用者の数が分かれば教えてください。それと、今言われた別府のL I N Eの利用者数も一緒に教えてください。

○情報推進課長（浜崎真二君） お答えいたします。

L I N Eの国内利用者数は、日本の人口の約68%、8,600万人と公表されています。

別府市L I N E公式アカウントの利用者数は、日々増加していますが、現在は約7,900人となっています。

○7番（小野正明君） 全国で国民の68%がL I N Eを使っているということなのですが、本当にこの数があるのかなというふうに思いますですね。私なりにこれを調べてみました。今、世界で使われているソーシャルメディアと言われている、4種類主なものがあるのですが、L I N Eのほかにツイッターとかインスタグラム、フェイスブック、この4つが有名です。これらがどのように使われているかという、1か月に1回以上使ったことがあるユーザーを調べる数値がありまして、これはMAUという指標なのですが、これは総務省が毎回統計を取っておりまして、やっぱりL I N Eがトップで、調べたところ

ろによると、やはり日本中で8,600万人が利用しているということです。LINEの次にはツイッター、次がインスタグラム、次にフェイスブックという順位になって使われているそうです。こんなに多くの人が使っているLINEですので、別府市の登録者の数もまだ増えてもおかしくないというふうに思います。

では、先ほど言われたLINEを利用したごみ収集日の事前通知、このサービスの内容について教えてください。

○情報推進課長（浜崎真二君） お答えいたします。

ごみ収集日の事前通知サービスは、燃やさないごみ、缶・瓶・ペットボトル、古紙・古布の収集日の前日に翌日の収集をLINEでお知らせするサービスになります。

利用するためには、まず別府市LINE公式アカウントと友だちになっていただく必要があります。ホームページのアカウントの開設を紹介するページなどに表示されています「友だち追加」ボタンをクリックしていただくことや、市報などに記載されているQRコードをスマホで読み取っていただければ友だちになることができます。その後、別府市LINE公式アカウントのメニューの「配信希望情報登録」ボタンをクリックし、LINEとの認証を承認し、お住まいの町を登録していただければ、前日の夕方にごみ収集の案内がLINEで通知されます。

今後も、セキュリティーや個人情報の管理など利用者の安全に配慮しながら運用していきたいと考えています。

○7番（小野正明君） ありがとうございます。最初に言ったように、別府市は全国の市町村に比べてかなり進んだ取組をしているというふうに思います。この取組の進め方についてちょっとお伺いしたいのですが、これは情報推進課のみで取り組んでいるのかどうか、その辺をちょっと説明してください。

○情報推進課長（浜崎真二君） お答えいたします。

初めに、デジタルやICTの活用は手段であり、目的は市民サービスや事務効率の向上、働き方改革などになります。現在、情報推進課でデジタルファーストを取りまとめて推進していますが、最初に申し上げましたとおり、情報推進課だけで全てを実施できるものではありません。各課がそれぞれの課の事業を行うときの課題や効率性、より市民サービスを向上させるためにデジタルの活用が有効かどうかということを考え進めていくことが必要になります。例えば職員課が、課題解決のために庶務事務支援システムを導入する、債権管理課が、市民サービス向上のためにスマホ収納を導入するなど、各課でデジタルファーストの目的を理解し、それぞれ取り組んでいる状況です。

次年度は、デジタルファーストを専属で扱う係ができる計画でございますので、各課との連携をさらに深め、デジタルファーストを積極的に推進していくことができるものと考えています。

○7番（小野正明君） 確かに今言われたように、情報推進だけでなく、各課が問題意識を持って取り組んで、その連携の結果がうまくいっているということだと思いますので、非常にいいことだと思いますので、これからもどんどん進めていただきたいというふうに思います。

それと、私はもう1つ聞きたいのですが、これも非常にいいことだと思っているのですが、今ちょうど確定申告の時期で、窓口が非常に混雑しております。その窓口の混雑状況がパソコンやスマホで分かるというシステムができているらしいのですが、この中身についても教えてください。

○情報推進課長（浜崎真二君） お答えいたします。

今年度の市民税の申告におきまして、申告会場の待ち人数を御自身のスマホやパソコンで確認できるサービスを提供しました。この件につきましては、市民税課から、コロナ禍

の中、毎年混雑する申告会場の3密を避ける目的で待ち人数をホームページで公開したいという相談があり、いろいろな事例や製品を調査したところ、今回利用した仕組みが機能面・費用面で効果的と判断し、実施に至りました。

なお、今回利用した仕組みは、民間の飲食店の順番待ちで利用されているクラウドサービスになります。自治体での利用実績もあるものとなり、独自に仕組みを構築するより、今回のように既にあるサービスを利用することで費用を安く抑えられ、迅速にサービスを提供することができたものと考えています。

○7番(小野正明君) ありがとうございます。ところで、このようなサービスをするのはいいのですけれども、幅広く市民に周知・広報する必要があると思いますけれども、今説明があったこのシステムなどはどういうふうに広報しているのか、お答えをお願いします。

○秘書広報課長(竹元 徹君) お答えいたします。

取組の実施に当たりましては、市報1月号から3月号まで、3回にわたりまして情報を掲載するとともに、ホームページや別府市LINE公式アカウントによりまして情報発信を行ったところがございます。加えまして、ケーブルテレビでのお知らせや報道機関へのプレスリリースを行いまして、マスメディアでも報道をいただいているところでございます。

○7番(小野正明君) 今言われましたけれども、先ほどもLINEの登録数から見てもまだまだ、市民に徹底しているかなという、そうでもないのではないかなというふうに思っております。今、市役所で行っている広報手段で最も一般的なものとしては、市報であるというふうに思っております。しかし、この紙媒体であると同時に市報は、原稿の締切りをして、校正をして、印刷をして配布するという手順で、まず各課の原稿の締切りから最低でも1か月はかかっているということですよ。この紙媒体は長く手元に残るというメリットはありますけれども、急ぎの広報には向いていないというふうに思っております。

今後の手段として、紙と併用してデジタルをうまく活用していく取組が重要になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、市報を発行している担当課としてはどういうふうなお考えがありますでしょうか。

○秘書広報課長(竹元 徹君) お答えいたします。

広報につきましては、市報やホームページなどの固定的な情報配信媒体と併せまして、LINEやフェイスブックなど拡散力・増幅力の高い媒体を連動させながら、複数の媒体で情報発信に取り組んでいるところでございます。加えまして、報道機関へのプレスリリースや会見、またケーブルテレビでの紹介などマスメディアを通じたPRにも積極的に取り組みまして、情報伝達の実効性・電波性を高めているところでございます。

しかしながら、情報は伝えること、発信することが目的ではございません。伝わること、共感を得ることが重要と考えております。デジタル化が進みまして、情報入手の手段も多様化しております。特徴や属性など媒体の特性を生かしながら、複数の媒体を掛け合わせた効果的な情報発信を創意工夫し、タイムリーかつ広範囲に必要な情報を届けてまいりたいと考えております。

また、情報入手された方は、より多くの方へ行き届くように、ぜひ御家庭や職場など様々な場所や場面で情報を共有、広げていただければと考えております。加えまして、広報は組織全体に関わるものでもございます。職員一人一人の広報意識を高め、組織全体の広報力の強化にも努めてまいりたいと考えております。

○7番(小野正明君) おっしゃるとおりです。これからもぜひ今言われたことを実践していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

では次に、今世間でも話題になっております働き方改革にもつながることなのですけれ

ども、テレワークについてです。

これは、コロナの感染症対策としても用いられている手法の一つなのですけれども、そもそもは働き方改革の一環として、時間と場所に制限されない新しい働き方ということで、在宅での仕事を可能にしたというふうな考え方であります。

私、この間びっくりしたのですけれども、今回の補正予算で中途退職者の退職金が相当な金額計上されておりました。人数は言いませんけれども、これ、退職した理由を訪ねたら、親の介護という方も何人かいらっしゃいました。優秀な人材が中途退職となると、大きな損失にもつながりかねません。

そこで、このテレワークが可能となれば退職者も出さずに済むかもしれません。そこで、別府市としてはこの職員のテレワークについて導入の計画があるのかどうか、お考えを教えてください。

○職員課長（新貝 仁君） お答えします。

テレワーク、いわゆる在宅勤務につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、職場での接触機会軽減を目的にということで自治体での導入も最近推奨されているところでございます。

別府市の業務といたしましては、日常的に窓口や電話など市民対応にかかるものが多い、それから在宅勤務の可能な業務の選定が必要であるということもございます。また、情報セキュリティの観点から使用するパソコンや通信環境の整備のほか、どのような手続で勤務管理するかなども整備する必要があるとは考えておりますけれども、県内におきましては、大分県や臼杵市などで導入されていますほか、幾つかの市で施行実験も行われているというふうにお聞きしております。また、在宅勤務に向いている業務としましては、管理的な業務など窓口業務のない仕事もあるというふうにご考えているところでございます。

議員御指摘のとおり、在宅勤務は子育て、それから介護、職員の仕事と家庭の両立を図りやすくするというような観点からも有効でありますし、また将来的な行政のデジタル化というところも見据えて取組が必要と考えますので、別府市としても調査研究を進めてまいりたいと思います。

○7番（小野正明君） 先日、あるテレビの番組で、行政の仕事は外に持ち出すと情報の漏えいやサイバー攻撃に遭うということで、なかなか実現しにくいということが言われてきましたけれども、最近、そのサイバー攻撃に屈しないシステムができたというふうな番組がありました。テレビを見た方もいらっしゃるかもしれませんが、すごく画期的なことだなというふうに思っております。行政の業務に関しては、情報の漏えいというのが一番困ることですので、これが防げるようになると公務員の業務にかなりの変化が期待できるのではないかなというふうに思っておりますので、この辺もよく研究しながらぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

今は別府市でワーケーションを進めております。そのワーケーションを進めている市の職員が率先してテレワークに取り組んでいるということになれば、注目に値して、また別府の売りが一つ増えるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに捉えるようにしてください。

さて、今回、デジタルファーストの取組についての状況と推進体制についての質問をしてみました。ここで私、2つ強く感じる場合がございます、まず1つ目は、これは市長も答弁の中で言われたのですけれども、デジタル化、つまりICTの情報通信技術は、あくまでも一つの手段であるということですね。本来の目的は、各事務作業の中でサービス向上や課題の解決をするためにはどうすればいいかという問題意識を持つことが重要であるということですね。その問題意識を解決するために使う道具がデジタルであるということだというふうに思います。

それと2つ目は、広報ですね。伝えることの重要性だというふうに思っております。これまでは紙媒体である市報も重要であると思っておりますけれども、どうすれば市民に情報をタイムリーにスピード感を持って伝えることができるかということが、これからの課題だというふうに思っております。このことに注目しながら、今後も当局の取組を見ていきたいというふうに思っておりますけれども、企画部長、担当部長として今後の取組方、意気込み等があれば教えてください。

○企画部長（松川幸路君） お答えいたします。

デジタルファーストを宣言いたしまして、約2年間取組を進める中で、やはり感じたことがございます。答弁は重なるかもしれませんが、やはりその1つは、デジタル化の活用で各事務事業における効率化や課題解決の意識を常にそういう心を持ち続けるということだと思っております。

もう1つは、やはりつくれば、たくさんの人に使っていただくということが大切でありまして、こういったことを念頭に置きまして、市民の幸せ、サービスがより向上し、職員への負担も軽減されるようなデジタルの取組を推進していきたいと思っております。

○7番（小野正明君） ぜひ別府市が全国に誇るデジタルファーストの先進地であるということ意識しながら、今後も進めていっていただきたいというふうに思います。

○議長（松川章三君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時50分 散会

